# 清胤王書状群の研究

森 公 章

はじめに

国との連絡の様相、雑掌、綱丁、 半における受領交替のあり方がわかる史料として注目される。即ち、在京して交替手続きの実務に携わる清胤王と周防 の事務に従事した際の様子が知られる。書状に見える年紀は康保三年(九六六)五月三日~九月一日であり、十世紀後 清胤王書状は九条家本延喜式巻二十八紙背文書として伝来するもので、三世王である清胤王が周防守某の任終・交替 弁済使、郡司など地方行政に関わる人々の動向などを窺うことができ、 当該期の国務

や国衙について理解する上で重要な材料と言えよう。

数、全体に『平安遺文』の文書番号を併記すると、A(二紙、二九七―二)、B(二紙、二九六)、C(二九八)、D く、以下この成果に依拠して考察を試みることにしたい。今、断簡の順にアルファベットを付し、複数枚のものには紙 はなく、また未収の一断簡がある。そこで、現在では山口県史編纂に伴って作成された活字本や写真版を用いるのがよ 二九八号文書、『大日本史料』第一編之十一(八三五~八四七頁)があるが、ともに原形の文書配列を反映したもので 本書状は全二十一紙、十一断簡よりなり(下部は概ね切断されている)、活字本としては『平安遺文』二九〇~

清胤王書状群の研究

K(二九二)となり、JはKの追伸で、日付・内容から月日順に配列すると、K・J、I、 収)、E(三紙、二九七—一)、F(二紙、二九三)、G(三紙、二九五)、H(二九四)、I(四紙、二九〇)、J(二九一)、 F, H, G, B, E, A (C:

Dは未詳)となって、康保三年五月~九月前後の行事が知られる史料であることがわかる。

に啓発を受けたが、その結論部分のみを論考の一部で整理したところである。そこで、小稿では本書状群の全体を検討 に加えていただいたことがあり、その時に若干の私釈を試み、当該期の国衙の様相を知る数少ない史料としての重要性 あり方といった古文書学的知見も呈されている。私は山口県史編纂に際して開催された清胤王書状の史料検討会の末席 書状(B・D・H・K・〔J〕)、言上状(A・C・E・F)、辞状(I)の書式や書体の相違、内容に応じた使い分けの ている。内容読解については上記の山口県史編纂時に大きな進展があり、新たな活字本の作成や注釈が試みられ、また した上で、十世紀後半の国衙の運営をめぐる組織や人々の動向などを明らかにすることにしたい。 清胤王書状を用いた研究は多いとは言えないが、当該期の徴税方式や運輸形態を解明する材料として分析が加えられ

#### 一書状群の内容

月一日発給)となる(C・Dは未詳)。 来)、G(六月十一日発給→七月十一日到来)、B(八月三日発給→八月二十六日到来)、E(九月十六日到来)、A ており、H・Bは少し幅はあるものの、概ね遵守、Gはやや遅延気味で、発給→到来には二十日前後の日数を要すると まず本書状群の内容について、発給・到来日時の順に整理し、時系列に基づいてどのような事態が進行していたのか 月日配列はK・J、 延喜主計下式によると、 I (五月三日発給)、F (五月十七日発給)、H 周防国から平安京までは上十九日・下十日と規定され (五月二十日発給→六月六日到

れているので、 目される。K・Jは内容からI以前のものと位置づけられ、 Jは「追申」で始まり、「子細勘文付,;延正,□ [ /以,;明後日,必可」令,;下向, ] ( 「/」は改行を示す) と記さ К末尾に「勘文付」延正」可□奉上」、 以 ||明後日||可||下向||

Kの追伸ということになる。

には周防国は正蔵率分がないとある)、後二者は見えず、『西宮記』・『北山抄』・『江家次第』などの儀式書に記された受 月十日宣旨)などが成立する頃で、本書状群では正蔵率分については問題になっているものの(F。但し、『二中歴』 日官符)、康保元年の新委不動穀(『江次第抄』第四)、応和三年の斎院禊祭料(『小野宮年中行事裏書』所引応和三年四 抄四箇年〔合格〕、其年々〔巳当任〕」とある)、応和三年から二年分大粮を納めていなかったとすれば、応和元年(九六一) 当年抄帳 「 」と記されているので、租舂米は任終制をとらず当任分を納入するものであったから(巻三にも「雑米惣返 司可;|弁済|者也」とあり、『北山抄』巻十吏途指南のP前司卒去国任終年雑米事には「租舂米、任終年所」舂、 領功過定の完成形態直前のものであることにも留意しておきたい。 康和元年(九六四)となる。受領功過定の上では天暦六年(九五二)の正蔵率分(『別聚符宣抄』天暦六年九月十一 なお、周防前司某の任期は、Aに「件米、従,|去応和三年 | 可,|春充 | 者也」、「右衛門府大粮二箇 [ /未,|下行 | 、

#### 【K】(『平安遺文』二九二号)

之物有」数云々。然□〔則ヵ〕[ /所」残殊給||景迹 | 。謹言。 所」被」上□〔未ヵ〕;|勘定¦。其預人々結□〔 /勘定之後、可」言;|上用残¦之由、 且大底□ 三百石許、 此内未」下

卅二貫四百八□ [ /件勘文等付 清胤謹言。 |雑用||銭百六十七貫[ /百卌四文、其残六百七十八貫二百七十八文可[ /用||九百十貫七百六十文 | 、不足二百 付,|贄綱丁春茂,|奉」入,|返抄, [ /抑所」被」上銭□〔棄ヵ〕仕米直并所在銭八 [ /□〔五ヵ〕貫六百廿二文也。 ||延正||奉」入。此男依先参[ /□間違也。佐出納先後勘文可」用」之[ /□也。又蔵人

可」進||堪文 | 。其□[ /可」勘||公文 | 者、彼随」仰可」令」進||堪文 | [ /勘文付||延正 | 可」奉」上。以||明後日 | □布直并修理職《勘返□》□〔白ヵ〕[ /□代等、勘返物籾千六百余石、穎七万余 [ /□也。因」之主税原

【丁】(『平安遺文』二九一号)

、調・大帳勘畢已了。

但未」成,,官符,。近日之[/[

可」有二年内一云々。是即依 可 。 令 , , 下向 , 。 勘返之物大□ [ /此数也。御交替之間、 亦公用数已□[/足云々。 [/以;;一昨日;斃已了。如同宿侍□〔如ヵ〕[/之用仕。而只今煩侍[ ] /追申。 脚力昨日午上参著。御書 [ /命」分|,奉所々|。 謹言 [/営也。又在国牛不√侍√鞍[/調鐙□侍其乗物不調也。[/早令√上給。 件物可;|用意;|。[ /税帳可」成;|用残;|云々。 子細勘文付;;延正;□[ /早々銭随」候令」上給□ [ /間□□□ 公事 以 清胤弊牛一頭□ ||明後日 「/晩

を提出するように伝え、 勘返された□代 出納で、衛府の佐あるいは某司の次官を兼務か)から「先後勘文」を用いるべしとの指示を得たことを記している。 によるか)などによる勘返物の額を通知し、これについては主税助の指示に基づいて堪文 た蔵人所の布直 六二二文‐一六七貫三四四文=六七八貫二七八文)が必要量(九一○貫七六○文)に対して不足(三三二貫四八二文) しており、その勘文等は延正に付して送る旨を伝え、この延正が何らかのミスを犯し、佐出納 Kは前欠の書状である(《 》は傍書を示す)。Kでは贄綱丁春茂に返抄を付して送る旨、手持ちの銭 返抄の官符(『北山抄』巻七「諸外印雑事」に「下;諸国 (『政事要略』巻五十七天慶二年〔九三九〕閏七月五日官符「応ヒ以|職移文|勘+会諸国税帳雑交易物」事. (E-③に布宣旨発給の旨が見える。『平安遺文』 一一六一号出雲国正税返却帳にも見ゆ)と修理 勘文に関してはやはり延正に付して送る旨を伝達する。この時点では調帳と大帳の勘会は終了 |朝集・調庸・大帳・税帳等返抄事」とある) (税帳勘会のために必要か) (Fにも登場。蔵人所の (八四 五貫 で

だ発給されていないが、近日中に発給される見込みである旨を述べている。

そうとした)になりそうである旨、公文勘会の早晩は年内に終わる見通しであるが、これは今後の進め方次第である旨 下向させることを記す。またK本文に記した勘返物の額はやはり概ねそれくらいになり、 昨日午前に到来したこと、周防前司からの書状はそれぞれの所に渡すこと、子細の勘文は延正に付して、 残額はもっと少なくなることを了解して欲しい旨を伝えている。そして、Kの追伸である亅では、周防国からの脚力が 用残を言上するつもりであるが、凡そ三〇〇石程になる見込みで、このうちにはまだ下行していないものも数多いので、 めて、これからの使途を考えて、できるだけ多くの銭を京上してもらいたいことなどを要望している。 上して欲しいこと、清胤王の牛一頭が昨日死去して不自由な状況であること、K本文で触れた銭に関して、公用分も含 などを伝えている。そして、在国(人名か)の牛には鞍や調鐙がなく、乗物として使用できないので、早く鞍・鐙を京 の袖に記された追而書では、京上されたものについてはまだ勘定しておらず、その預の人々の結解を勘定した上で 用残があると正税出挙本稲の定数削減が認められず、また翌年に加挙せねばならないので、受領は用残をなく (正税用残のことで、種々の費目に従って正税稲を支出消費した残稲。 『北山抄』巻十吏途指南 交替の間に用意すべき旨、 明後日に必ず 0) H

あり、 料銭の事は などが述べられており、 る延正と解すると、 の日付のものと目される。「明後日」に下向させるという延正は、Hに「付;|延正長嶋贄使;|進上如」件]、Gに公事勘済 K・Jは調帳・大帳の勘会が終了し、今後税帳勘会などが行われる段階で記されたもので、公文勘会の全体的見通し 当該期では周防国の相当の在地豪族であって、国衙の用務を果しつつ、相応の事務能力を有していたと考えられ |以||先日||付| 贄綱丁春茂と同様に、綱丁として京上した人物であったと推定される。綱丁は郡司クラスの存在で Kの追而書で触れた人々の結解は次のIでもまだ勘定していない旨が見えるので、Iより以前 延正 造 ||勘文||奉」送已了」などとあり、「延正長嶋贄使」を長嶋 (周防国熊毛郡) 贄使であ

る。清胤王と国元との連絡は、 されていたのである。 またK・Jで進上を求めている銭(特に公用分)が公事勘済料(公文勘会時に主計・ 単なる書状運搬人である脚力だけでなく、ある程度実務能力を有する人々によって維持 主税寮の官

人に渡す手数料/G―③)を含むものであることが知られる。

看取される 自分で組織して交替事務の完遂を期さねばならなかったのであり、受領としての組織力や材料が不可欠であった状況が の活動・生活は周防前司からの給付によって維持されていたことが窺われる。逆に言えば、 述べられている。 K追而書・Jには交替手続きに関わる事柄の他に、在京して活動する清胤王らの牛車の牛に関する要望なども B・Eによると、清胤王らは二条殿と称するかなり朽損のある殿舎(Fも参照)に寄宿しており、 周防前司はこうした人々を

収」未」勘者。 上 | 、可 」奉 | 其返抄 | 。/蔵大主彼贄殿別当者無 」事/□〔不ヵ〕歎之。/③□〔一ヵ〕令 | 漂夫〔失〕 | 多仁村官□残米 持来已了、/大嶋未,,持来,。 井有材来向申, 九十一石直銭/[ 【Ⅰ】(『平安遺文』二九○号) 〔田脱ヵ〕与,,河尻,/間、吹,,伐船帆,懸¸波。而間荷取棄卅/余石者、以,,去四月十二日,参,,著河/尻,。 因」之付」使件銭 |此由|。/乍」驚召||取挟抄 ]/①一、奉」分,,黑作御贄,事。/右、 /至;;于只今;先催;;日収;、未¸弁之物/弁入、抄帳且可¸令¸勘之由召;;仰; 即有材随」申分行云々。 □ [勘ヵ] [ 所 可」被」召二勘久見」之。 |勘領 | 也。 以 /件挟抄召捉、 勘問之間、 ||先日| 此由申上已了。 /□□従,|室泊 | 、大嶋·多仁両村船、他船並/枝船立 」前罷去已了。 /②一、可,,追進,,上蔵人所黒作返抄,事。/右、 件黒作如 河尻辺/人々定」直俵別百冊文分行。 件直銭令」返、 |国定| 奉」分已了。長嶋・/仲河・小江・竃門四箇御厨 4 申;;左右;/早不,進。 未」得 抄帳 /雑掌 。 事。 是即 右 非 /有材: |本国人|是備中国 (5) —, 以 抄帳依」不」具 共所」残計 一今明日 可レ被レ召言 即五 | 令||進 百

仰公実·福茂 可」給二一勢」之。 所 |預置 | /佃事。 /康保三年五月三日 / 以前、 左、 雑事且大底如」此。 /清胤王。 在国之日、 多仁・ 所々御書返事追以進上。 都乃両 /村田、 件人々預已了。 /□々結解未」被□勘定 而為 人々 /被

られそうである(「事無ければ、これを歎かず」)という予想を伝える。 すべきことを要請している。②では①の黒作について、それを今明日のうちに蔵人所に進上し、その返抄は後日送付す る旨を述べており、 河郷あり) た)。①は黒作 は前欠の辞状で、五月三日付で五項目(以上)の一ッ書の報告事項が記されている。 の四箇所の御厨は進上しているが、大島郡の大嶋御厨は未進なので、久見(A+③に郡司と見える) (イカの塩辛の一種か) 蔵大主 (蔵人所の役人か)=贄殿別当は御贄の収納について異見がないので、きちんと納入が認め 御贄の納入状況を報告したもので、熊毛郡の長嶋・小江・竈門、 (便宜的に丸数字の番号を付し の仲 を召勘 仲

たものの。 の。 勘領した旨を述べる。 挟抄を召捉して、 抄を召問したところ、 ので、有材とともに残米を計量したところ、米は九十一石が残っており、有材の指示によって売却したことがわかった。 十二日に河尻に到着したという。こうした出来事については五百井有材がすぐに知らせてきたので、清胤王は驚いて挟 国揖保郡の室泊から大嶋・多仁両村の船は他船と一緒に枝船(本船につく小船で、水路を先導か)を先に立てて出 ③は熊毛郡多仁郷の多仁村進上分の官米が湿損した件を報告している。 備中国の船人であったことも、 大輪田と河尻の間で船の帆が吹き伐られて波がかぶってしまったため、船荷の米三十余石を破棄し、 直銭を回収しようとするが、挟抄は言を左右にしてなかなか返却しようとしない。 湿損米になってしまったためか、河尻付近の人々が俵別一四○文の値段を決めて引き取るという この件は既に先日に報告したといい、ここでは続報として詳細を伝えたのであろう。 統制が及ばない一因であろう。そこで、「使」 = 検非違使に依頼して直 この船は周防国から瀬戸内海を航行し、 挟抄は周防 国 四月 播磨

a 『平安遺文』三七四号長徳四年(九九八)二月二十一日備前国鹿田庄梶取解

件湿損米□ 物等、皆悉破運取者。為」愁之甚、□〔莫ヵ〕」過;;於斯;。望請 検非違使庁裁、被」糺;返件不善之輩 [ 件字高先生・秦押領使等談取、吉永之身殺害□云々。因」之為」存「身命「、捨「預船雑□〔物ヵ〕「罷去之程、恣件船并雑 梶取 ¦、勝;|載件米·塩等 ¦上道之間、以;|今月二日 ¦、於;|摂□〔津〕 秦押領使水手秦米茂同意 。 、預乗船勝載二百六十石船一艘并雑物等破□〔運ヵ〕取不安愁状。 備前国 船并雜物等 ,、将」知;公底之貴 ,。 仍注 鹿田田 御庄居住梶取佐伯吉永解 件船備前国鹿田御庄別当渋河幸連也。 〔等〕悉取下又了。爰水手秦米茂俄成;|奸意;、船内雑物盗取□〔逃ヵ〕亡了。其後件米茂、長渚濱不善輩 申請 ||事状|、以解。長徳四年二月廿一日 検非違使庁裁事。請」被上殊蒙, 鴻恩, 糺給上、為, 摂津国長渚濱住字高先生・ 而秋篠寺美作国米百八十石・塩廿籠為川勝載 国武庫郡小港,、為,,南大風,入,海已了。爰彼寺使、 備前国梶取佐伯「吉□〔永ヵ〕」。 副進日記。 |所||借取|。 右、 〔破運取ヵ〕 □吉永為□

際の処理はより実務に通暁した挟抄に依存したものであったことがわかる。 然の行為であったらしく、 売却し得た背景には、 ており、 になるしくみが構築されていたためであろう。このような場合に、荷物を売却して何がしかの損害回収を図ることは当 梶取と水手の紛擾、 ③に記された海難事故と荷物の湿損・湿損物の処理については、aの事例が参考になる。年紀も比較的近く、 (3) (7) 「使」を検非違使と解する所以である。 ③は周防国側の五百井有材と備中国人である挟抄と、若干関係者のあり方が異なるが、 泊や浜における不善輩のような存在と彼らとが結託することによって速やかな売却・処置が可 有材も特に反対していない。但し、③では挟抄が売却代金を渡そうとしなかったとい aではまた、 紛擾の解決を検非違使に求め 挟抄が米を ·い、実 a では 能

る日収が揃っていないので、まだ勘会できない状況を伝えている。(2) 次に④では主計寮が保管する調庸および諸国交易雑物などの返抄の案である抄帳について、 したがって今後の進め方としては、まず日収を催促 納入分に応じた返抄であ

務によって勘会を進める方式であったことが知られ、清胤王は彼らを統轄する司令塔の立場にあったのであろう。なお、る旨を、雑掌を召して命じたという。雑掌の活動はH・G・Aに見えており、この時点では国元から京上する雑掌の執 するとともに、 未納入の物実を納入し、その上で抄帳 (計帳の調庸輸納予定額を略抄した帳簿) の勘会を行うようにす

揃えるべき日収の一端はBに見えている。

も見えるが、受領郎等が佃を保有する状況は次のような事例が知られる。 される事態が生じ、 郡多仁・都乃両村に佃を得て、これを預置して佃作させていたのである。ところが、清胤王が上京後にこの田 ⑤は公真・福茂という者に預置していた佃の件で、この二人を召問して欲しい旨を依頼したものである。 清胤王は周防国に在国していたことがあることが知られ、受領郎等として下向していたのであろう。 個作を担当していた人々を召問するのに前周防守に助力を求めた次第であった。この件はE―⑥に その際に都濃 地 が による 妨 靸

b永延二年(九八八)十一月八日尾張国郡司百姓等解文(『平安遺文』三二九号)第二十九条

之日、 為川己之永財,、隨」分之楽、已以足之、無道之甚、歎而有」余。望請裁断、 獲稲」、況乎徴使土毛段別米四五斗、計',如」此積」已倍;,正官物」。暫経;,一稔」之間、各成',久年之貯」。是只摧;,人之骨髄 其数甚多。出挙之日不」充,, 営料,以令」誂」佃、 一請」被|「永停止「、守元命朝臣子弟并郎等、毎「郡司百姓「令」誈「作佃数百町料獲稲「事。右、子弟郎等到着之初、 不¸漏;一烟;、以令¸預;作佃;満;国内;。就¸中息男頼方之佃、或郡四五町、或郷七八町、 収納之期不」聞,「承諾訟」、以徵」穎。即奪,「所」弁之官物」、為,「所」 誈之 早被,,停止 惣八箇郡令;;充作;佃

c 半井家本 『医心方』 紙背文書 【30】年月日未詳某定文覚(第二十五巻第三十九紙

人及;;千余人 ; 、是皆悉件田堵等也。仍其処作田不;;力及 ;由所;]陳申上 ;也。実希有陳□ 勧乃事。今度請文云、古作田已六百町不作了。非」無;|乃み〔料ヵ〕」、無」被」行;|非例 〔述カ〕哉。 雖」然前司 郎□ 何新司か前 [等カ] 司京下

何々々。全可致不作□不♪可」候。只大略勧乃を致、如泥何故□。此条如延政に可」被」仰聞 人を搦留₹令」作」田候哉。縦在庁官人・諸郷□・保司等雖」申||此旨|、令||同意|□申上言語□〔道ヵ〕 候也 断解状候歟。 如

二十九日条)、「但馬守隆方ハ於, 任国, 逝去。然而秘, 国人, 称, 重病之由, 、舎弟僧声気色似タリケルヲ、興ニノセテ上道、 背があり、妨取が生じたのである。これはcに記された国司交替に伴い派生する状況として通有の側面があるのかもし ていたことがわかる。清胤王の場合は周防国の現地の人と目される公真・福茂らに佃作させており、在地の人々と適正(18) 田堵にしていたため、彼らの退去により新司家成の代に作田を引き継げず、勧農を指示しなければならない事態が生じ の子頼方は営料を支給せず、収穫のみを得ようとする行為があった点などが指弾されている。cは大治二年(一一二七) などに看取されるように、国司と在地の人々には緊張関係が強く意識されるところであった。 死人ヲバ入,|辛櫃| 相具云々。是国人之心為」不」変也」(『古事談』巻二―四四/承暦二年〔一○七八〕十二月十一日卒去) れないが、「任終国司国人送来、是依」不」行;「非法事」、自成;」甘棠之詠」歟」(『中右記』保安元年〔一一二〇〕二月 な関係を築いていたのであるが、周防守某が任終になり、清胤王が交替事務遂行のために京上すると、現地の人々の向 の加賀守藤原家成の任初の状況を示すものと目され、やや年次が下るが、前司藤原季成の郎等千余人を古作田六百町の 以上、Iではこれらの項目を伝達するとともに、Jで付託された各所への書状に対する返事は後日進上すること、K bは本書状群とも年代が近い尾張守藤原元命の行為であり、そこでは国守の子弟・郎等が佃を点定する状況、

袖書に見える結解はまだ勘定されていないことなどの進捗状況を述べている。

### 【F】(『平安遺文』二九三号)

①□也。早可;:勘糺 、右屋、雨降時不」可;」人居」、其材木往可;」朽損ೖ、□輪専堂葺」之、不」可」有云々者、 者也。但先年自 | 弁済所 下行者□[/借書一枚奉」入」之。/②一、可」被」上 可」被」上是大事也。 |東□〔対カ〕料檜皮 |事。 (3) —,

国という者の署名があり、清胤王と相並ぶ形で交替事務を遂行する人物がいたことがわかる。 に、奥に追而書で「京中案内」に関して伝達するという形になっている。なお、この言上状には清胤王とともに藤原頼 |は前欠の言上状で、五月十七日付で三項目(以上)の報告事項を記し、交替事務の進捗状況について説明するとも

ている。『政事要略』巻五十一天暦元年(九四七)閏七月二十三日官符「応||調庸合期進納兼令||精好|事」には、 ①は前欠のため不明の部分が多いが、先年に弁済所より下行したものについて、その借書一枚を送付する旨を報告し ||調庸||使者、物之与」帳同領入京、式条已存。而近年以来、諸国之司、有μ置||弁済使||者μ、非||公家之所μ知。

||官物於其所|、成||私計於其中|。 合,,,計於在下史生,、補,,欠剰,之日、 頽風一扇、利門争開、調使空帯,,此処之号,、公物多失,,奔競之間,。成,,返抄 矯…事暗愚綱丁」、 府庫之空虚、公用依」其闕乏。

留守宅は荒廃しており、二条殿も不在の前周防守が所有する邸宅で、やはり荒廃が進んでいたことが窺われる。②では『『 を窺う史料として重要である。 しまったようであり、 なった周防国は、 東対の屋根を葺く檜皮の送付を求めており、後代に平家の南都焼き打ちで炎上した東大寺大仏殿等再建の造営料国と が頻繁であったようであることと様相が異なる。周防・土佐などは遠隔地であり、 よりもまして、言ふかひなくぞ毀れ破れたる。家に預けたりつる人の心も、荒れたるなりけり」とあるように、受領の のように、清胤王らはここを拠点に京内で活動していたが、『土左日記』承平五年(九三五)二月十六日条に「聞きし ②はE―⑤に「可¸葺;,修二条寝殿并東対等,事」として登場する二条殿(B)の殿舎修造に関する要望である。 木材や檜皮が豊富であったと考えられる。東対の檜皮は□輪専堂という別の建物の修造に流用され 京宅の維持 ・管理が不充分な様子が看取される。この点は上述の尾張国の事例では、 任中の帰宅は難しいと思われ、 任地 上述 7

との距離も大きく作用するのであろう。

見あたらず、不詳とせざるを得ない。 や不与解由状の実例(『平安遺文』四六〇九号)でも不足・無実・破損などが問題になるばかりで、 に先納分を請求するのか否か、交替政の議題にならないのかどうか知りたいところであるものの、 は既に納入すべき額を越えており、「余物」があるが、既に納入した分は返還には応じられず、 有する周防国に賦課されるところとなっていたようである。Kに登場する佐出納の言によると、 しくみであったことが知られる。中央官司の立場としてはこれでよいのかもしれないが、このような場合に前司は後司 ②は内蔵寮銭二百貫文の返抄発給を伝えている。これは『延喜式』巻十五内蔵寮の季料に見える銭三百貫文に関連す 一季料、 依 ||前件|、季別申」省受||大蔵省||」とあるが、当該期には諸国供進物化しており、 後司の分に充当される 前周防守の任中納入量 このような事案は 「勘解由使勘判抄」 司

るが、まだ宣旨が下っていない 本司称」無;「寮料之返抄「、更致」勘会之煩「」とある/G―①、E―②も参照)がないので、解文を作成して奏聞してい 分取した返抄である日収寮料(『類聚符宣抄』第七天元三年〔九八○〕四月七日宣旨に「爰諸国之吏、勘╷済公文╷之日、 抄の発給がなされず、 〔一〇九四〕六月二十五日条には「率分弁、近代多上臈、左中弁所, 奉来, 也」とある)ことになっていたから、保光は ては右中弁従四位上の源保光が両年分の返抄を発給してくれない旨が伝えられており、調庸年料の十分の一(後に十分 の二)を納入する率分は太政官の監督下にあって、弁官一人が率分所勾当として率分所を掌る(『中右記』嘉保元年 Fでは以上の点を報告した上で、調庸の納入について、まだ一年分が不足しており、「返抄四箇年料」、 (率分弁)であったのであろう。この件については佐出納の口添えが功を奏するところがあり、 抄帳を勘定できないこと、諸司から主計寮に向けての返抄または出納に立ち会った主計寮官人が (E-②では九月十一日に下ると見える)ことなどを伝えている。また正蔵率分に関し 即ち調庸惣返 今明日のう

を進めさせて右中弁に奉ったとある。 所引天長二年〔八二五〕十二月二十三日騰勅符で設置)の返抄も一年分の不足が判明したといい、これについては勘文 ちに発給されそうであるという見通しを記している。その他、周防国鋳銭司(『三代格』巻四天長五年二月十七日官符

目される。 事を伝えるとともに、前周防守が帰京してからも円滑に朝廷周辺に復帰することができるように必要なものであったと 天変については『村上天皇御記』康保三年五月三日条(『紀略』八月十九日条も参照)、疫癘は『紀略』康保三年七月七 日条などに関係記事が知られ、藤原助信・後生の卒去の日付がわかるのは本史料によってのみである。 『紀略』康保三年四月二十七日条に「天皇幸,,武徳殿, 覧,,駒牽,」とあり、正確な情報であった。こうした都の動向は世 Fには追而書があり、京内の様子を国元に伝えている。<br />
それらのうち、賀茂社の件は 『紀略』康保三年五月十三日条、 駒牽についても

### 【H】(『平安遺文』 二九四号)

(異筆)「康保三六月六日 / 到来」

清胤謹言。雑掌連並申文/一枚奉↘入。早被↘啓;[事由]、返/□□所。及諸事、付;[延正長/嶋贄使] 進上如↘件。

/上」之事、 一々可↘蒙;;処分 ; 。/謹言。/五月廿日□清胤状。 **/謹上前周防前司御館侍主達** 

その活動状況が知られる雑掌連並の申文一枚を送付するので、これを早く前周防守に言上して欲しい旨が記されてい てそれぞれに早く処置を願いたい旨を伝えている。 その他の諸事についてはK・Jに登場した延正 は五月二十日付の書状で、異筆の袖書によると、六月六日に周防国に到着したようである。内容としてはG―③に (長嶋御贄使か)に付託して進上しているので、言上の内容に即し

#### 【G】(『平安遺文』 二九五号)

## (異筆)「七月十一日卯時到来」

申云、[ /石米内、且可」弁,,,申五十石之代銭卅五貫,。今/於,,二十五貫文,者、追以,,月内,可,,進送,者。 退 | 者、/早可 | 定遣 | 者也。於 | 後年 | 有 | |料物 | 者、此間算師 | 年抄帳雑掌,事。/右、 四百貫許可 \ / 被 | 馳上 | 。二箇年抄帳勘料下行已了。今二年料依無/ [ 暫可;延引,者。 長官御京上之時、可給米□/申補□之。/以前、雑事言上如√件。/康保三年六月十一日〕 随/身参向已了。 依、無二日収寮料 〔遣ヵ〕」 之。/⑥一、奉↘送□米結解二枚 「事。/高材預一枚。清胤一枚。 /④一、奉ム送||運上米用残勘文|事。/右、件米、依||弁済所下文| 散用。事旨見||勘文|也。 □、勘文奉」送已了。/③一、可」被;;早上;;公事勘済料銭;事。 / 言 /②一、奉」送∟未,,返抄,日収勘文」事。/右、件日収雖,,催責,、事廻,,左右,未,,済進,、事□〔怠ヵ〕有」之。 付 | /⑦一、□〔且ヵ〕勘ೖ済寺豊穂米代銭二十貫文」事。/□□〔銭ヵ〕遣□者□可」勘納」也。但豊穂 上雑事七箇条事。 |藤蔵人|申||下/宣旨|。 検,|案内,、連並請,,二箇年之使,、未」勘,|畢預/年抄帳,。至,,于今二箇年,者、 /①一、勘μ始以;;去月廿二日;二箇年抄帳」事。/右、 而可」勘 |申諸司返抄案 | 者。因」之件抄帳不||勘` /請||始勘||者。然而依\無||料物||暫間遅引。早可||定 左、 左、 以;,先日,付;,延正,造;,勘文,奉,送已了。早銭 ]勘済[ 件結解為;;国覧;進上。 /清胤王 <u>(</u>5) /畢」。諸司之勘文請之間 以;;彼日;始勘已了。 可、被、定;;下今二 但於;;他人;者各 其/残五十石、 随 国定 而

告するものである。 来したとある。①はI―④では未着手であった抄帳勘会について、五月二十二日に二箇年分の勘会が行われたことを報 は③に記された公事勘済料として銭が必要であった(C-③には で、こちらが実質的な勘会であり、主計寮の頭・助などによる覆勘は形式的なものと考えられている。これらの勘会に Gは六月十一日付の言上状で、七項目を伝達しており、異筆の袖書には七月十一日卯時 抄帳勘会には始勘と覆勘の二段階があった。始勘は済事・算師など下級官人によって行われるもの 「例物」とある)。 (午前六時頃) に周防 国に到

藤蔵人は不詳であるが、この康保三年六月時点では、五位蔵人に藤原済時・為光、六位蔵人には共政 蔵人に宣旨を出してもらい諸司の返抄案を勘申しなければならず、抄帳はまだ勘畢しない状態であることがわかる ―②でもまだ勘会ができていない)。諸司の勘文を要請している間は、暫く延引にならざるを得ない状況であるという。 ①によると、始勘は終了したが、Fでも報告しているように、日収寮料(E―②「主計寮 [ 寮案]) :・信輔などがいた。 (図) (式部少丞)・為信 がないので、 Ê

の済進をふまえた上でのものあるとすれば、 Bにはその後に出された日収が掲げられている。I―④には「未」弁之物弁入」とあり、ここで「催責」の対象で、 次に②ではまだ返抄を得ていない日収の勘文を送付する旨を伝達している。 と非難されているのが中央の諸司なのか、 綱丁・雑掌らなのかは両様に解釈することができる。ともかくも、 あるいは日収発給の前提となる綱丁・雑掌らによる調 日収の件は I — ④でも触れられ ており、 日収の

勘文を送付し、 諸司からの日収取得が必要な項目、 あるいは綱丁らによる弁済の上で日収発給が必要な項目を伝えると

述べるのである

を含めたものなのかが不明であり、一つの目安に留めておきたい。 分が二百貫文という「相場」になるが、この四百貫文がすべて抄帳勘会のためのものなのか、 抄帳勘会に充てる銭はないという状況になっていた。ここに記された四百貫文がそれに必要な額であるとすれば、 なうことができたのであろう。しかし、Kで延正に付して勘文を送り、銭の不足を訴えていたように、残りの二年分の ③の公事勘済料は、 上述のように①に関連するものである。二箇年抄帳料は既に下行したといい、 あるいはその他の必要額 手持ちの銭でまか 一年

が、その使途・消費状況を報告していたのである。 で事由不明ながら、 ③のような方法で周防国から京上され、都周辺の弁済所に集積されていたものと思われる。弁済所からの下行は、 ④は K冒頭の 袖書 F一①にも記されており、 (追而書) に記された米の用残について、勘文を作成して送付する旨を伝えている。 在京の清胤王は用務遂行や滞在費として必要な米を使用したのであろう 運上米 前欠

枚を「 残りの二箇年分の担当の雑掌が決まっていないという状況が知られる。この段階では雑掌は在地の人間を起用するもの た公事勘済料の銭が届けば、算師が始勘の作業に入るが、銭がないので遅引している状態であることを説明している。 (A―②には雑掌晴延の逃去が記されているので、彼が担当者になるのであろう)。この残りの二箇年抄帳も③で要求し ⑥はIの末尾に「□々結解未」被,,勘定,」とある事柄に関連すると目され、高材という者の預り分一枚、 ⑤では、①に見える二箇年分の抄帳については雑掌の連並という者が担当者として始勘が行われているのに対して、 国覧」、 周防国で選定されることになっていた。したがって担当の雑掌を早く決定して欲しいと要請しているのである 即ち前周防守の閲覧に供するために送付するという。この二人以外の人々の米結解については、 清胤 各自が 王の

が上京した時に米で返納するということであるらしい。高材については、綱丁とする説もあるが、清胤王と併記されて 貫文を支払ったことが報告されており、参考になる。豊穂は米百石のうち、五十石について代銭三十五貫文を支払うと 約束し、⑦で二十貫の勘済がなされ、残りの十五貫は月内に進送するとある。また残りの五十石に関しては、前周防守 随身して既に周防国に参向しているとある。この米の性格はよくわからないが、⑦では寺豊穂という者が米代の銭二十 と郎等との関係や郎等の処世の一端がかいまみられることになる。 か、それを運用して何らかの利潤を得るような活動を展開していたのではないかと思われる。とすると、ここには受領 いることや寺豊穂と前周防守の関係を参考にすると、彼らはいずれも郎等クラスの者で、米を借りて、私用に消費する

### 【B】(『平安遺文』 二九六号)

| □ [ / 可」被,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,  | 清胤状上。/□〔謹ヵ〕上遷替院侍主達御中。 | 以□[/□上之。二条殿日来米已絶。廻;;左右□[/□尽術更 | 途帳被」下之後、未」下;;承知官符; [ /□内可;;出来;者。妇 | 所」給之物安行等所」申頗《有》相[ /□〔然ヵ〕而不」弁;」其事」之間、 | 八十三貫文、官 [ /未進米六斗、大膳職返抄、主殿寮□ [返 | □ [ /分返抄、内蔵櫑子代油返抄、官厨 [ /抄等也。+ | 清胤謹言。以; 今月二日 安行到来□[/仰旨。抑以; 先日 | (異筆)「康保三年八月廿六日到来」/件古銭者人所□ [ ` |
|--|-----------------------|-------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| ○諸事追執/啓如」此。清胤謹言。/八月三之間、自[/□者。公事案内且如」此。子細が近日之間、催請可」□〔勘ヵ〕;; [/抄帳、が,近日之間、催請可」□〔勘ヵ〕;; [/抄帳、上十貫文[/□益,確請可」□ [ /可」被,,執啓。謹言。 |                       | 無                             | 71                                | 、弁::其事 ;っ                            | 返力] [ / [                      | 未,,出来,綿                       | 日 未 出来                        | /其代殊給                         |
| 此。清胤謹言。/八月三四。清胤謹言。/八月三四。」者。又雲林院宣旨四。」者。又雲林院宣旨四。」者。又雲林院宣旨出来 ¡日収、長殿返抄、出来 ¡日収、長殿返抄、出来 ¡日収、長殿返抄、出来 ¡日収、長殿返抄、              |                       |                               | 符」之間、                             |                                      | ]件返抄近5                         | 代銭七十貫                         | 日収勘文                          | 恩給□ [/                        |
| 此。清胤謹言。/八月三四。清胤謹言。/八月三四。」者。又雲林院宣旨四。」者。又雲林院宣旨四。」者。又雲林院宣旨出来 ¡日収、長殿返抄、出来 ¡日収、長殿返抄、出来 ¡日収、長殿返抄、出来 ¡日収、長殿返抄、              |                       | 執/啓                           | 自「/□」                             | 高川案内」。:                              | 日之間、催誌                         | 文 [ / [                       | [ /其後]                        | /可」被二執                        |
| 胤謹言。/八月三日<br>有。又雲林院宣旨銭<br>者 [ /□観殿《用》<br>有。又雲林院宣旨銭   |                       |                               |                                   | 於二公文」を                               | 明可レ□・毎                         | 〔預ヵ〕*                         | 出来                            | 謹                             |
| 八月三日 此。子細追 觀殿《用》 人以月三旨銭 殿返抄、元  |                       | 胤謹言。                          | 内且如い                              | 者「/□                                 | 勘ヵ];; [                        | 有。 又雲は                        | 収、長                           |                               |
|  |                       | /八月三日                         | 子細                                | 観殿《用》                                | / 抄帳 _ 、                       | <b></b> 於官旨                   | <b>殿返抄、元</b>                  |                               |

周防守の指示を伝えてきたことを受けて認めたものである。I―④・G―②で知らせた日収の取得について、その後の

Bは八月三日付の書状で、八月二十六日に周防国に到来している。八月二日に安行という者が周防国から上京し、

前

月十五日官符「一定,,諸国例進地子雑物,,事」に周防国は白米六十斛とある)の返抄は発給されたとい 進捗状況を伝えている。大蔵省長殿の返抄、「元□[分」(康和元年分の何らかのか) は中男作物として海石榴油・胡麻油が見える) 部下式には交易雑物として櫑子四合、 内蔵寮式の諸国年料供進にも櫑子が見える)の代わりに貢納した油 の返抄、 太政官厨家に貢納する米 (『政事要略』巻五十三延喜十四年八 の返抄、内蔵寮に納入する櫑子(民 . う。 (主計上式に

料として永宣旨料物に指定された綿代銭も存した。但し、綿代銭六十貫が永宣旨料物になるのは、清胤王書状の段階よ 化していくと考えておきたい。なお、この綿代銭については、九月十六日到来のE―①の未発給の返抄には出てこない りも少し後のことであるから、ここでは調・庸の綿について銭で代納しており、そのうちの六十貫文が永宣旨料物に転 内可」進〉。銭六十貫、周防国綿代内、貞元二年(九七七)二月九日永宣旨、正月内可」進」などと規定される季御読 また『西宮記』巻三年中行事・三月の季御読経にも「供物。米百石、越前国年料米内、天禄元年九月七日永宣旨 正月内早令,|進納| 。 若違期致,|未進|者、将ゝ拘,|一度勧賞,|者]として、「越前国年料米、内百斛〈六十斛周防国綿代銭代〉」、 が見え、『小野宮年中行事』二月・御読経事所収天禄元年(九七〇)九月八日宣旨に「永宣旨料春季御読経料米、 ので、この間に取得されたものと推定される。 しかし、まだ発給されていない日収として、まず綿代銭七十貫文が挙げられている。 主計上式の周防国 [の調 〈正月

皇による勅願の多宝塔の造塔供養が行われている(『紀略』、『本朝文粋』巻十三など)。時あたかも村上天皇の治世末期 存在であった。もとは淳和天皇の離宮として創建されたもので(紫野院)、応和三年(九六三)三月十九日には村上天 雲林院は、『大鏡』冒頭の設定で大宅世継と夏山繁樹が昔語りするのが雲林院の菩提講(五月に実施) 次に雲林院宣旨銭八十三貫文の日収も未発給であった。これはE―①でもなお未発給で、「雲林院銭一枚」と見える。 「宣旨銭」とあるように、この雲林院関係の貢納は永宣旨料物制の先蹤となるようなしくみであったことを窺 であり、著名な

わせる事例として興味深い。

抄 四月主殿寮年預伴守方解〔『鎌倉遺文』四四〇号〕には、周防国は年料油三斗八升二合八夕とある)。以上の未発給の返 殿寮油一枚」とあるもので、主計上式には周防国の中男作物として海石榴油・胡麻油が見えている(文治六年〔一一九〇〕 周防国からの徴収品があり、その返抄を出すということが必要であったのもしれない。「主殿寮返 [ 」はE―①に「主 国はなく、大膳職と周防国の関係は不詳であるが、大膳職は宮中での様々な食事を提供していたから、その料物の中に の大膳職返抄はE—①には見えないので、この後に取得できたものと思われる。大膳下式の諸国貢進菓子の中には周 して見える「官厨 [ 抄」との関係は、この項目の正確な名称がわからないこともあって、不明とせざるを得ない。 やはり未発給の「官 [ 未進米六斗」は、E-①の「官厨家米一枚」に相当するものであろうが、取得済みの日収と (日抄)については、近日のうちに催請して抄帳と勘会するべきことを報告しているのである。 次

に見える貞観殿用物官符を周防国に下した際に、民部省にその旨を通知する官符はまだ下されていないという状況を述 とあるように、内裏火災の再建では周防国が貞観殿の造営を担当していたので、貞観殿用途帳は下されたが、「承知官符 していなかったことがわかる。 べている。これはK・Jで触れられていた税帳勘会を進めるには必要なものであり、 0 諸国に下した太政官符の内容に関わりを持つ在京諸司(所司)に対してその旨を通告する太政官符、ここではE―③ 「勘税帳」)に関しては、『扶桑略記』天徳四年(九六○)九月二十八日条「定,|造宮,。(中略)貞観殿 本文冒頭に記された安行の到来をめぐって、給付物について安行らが述べることと大きく相違があるが、安行らはそ .の事情を説明できないので、問いただしていない旨を伝える。そして、「公文」=正税帳(A─④の「公文勘済 現在は承知官符の発給待ちというところであった。 この時点ではなお税帳勘会が終了 〈周防〉。(下略)」

以上で公文勘会の進捗状況の報告を終え、本文末尾では清胤王らが居住する二条殿で最近米がなくなっており、

色々

と手を尽くしているが、打つ手がないという苦境を訴えてい る。 その他、袖書では古銭云々のことが述べられているが、

本文との関連が不明で、文意は不詳とせざるを得ない。

## 【E】(『平安遺文』二九七号—一)

被」申者早可;」返給; [ /非返□〔給ヵ〕[ /可転送 (異筆)「康保三年九月十六日到来。 /主計権助御用意極以朝□ [ /以||此由 |可」被」問||《主》 税頭連茂 之□ [ / 屢々

相 明日之間 明日之間、 以;;去夏之比;、文□[/所檜皮可;;運上;之由、 収於||出来| [ /更有||何妨|]乎。 已了。其後依,|蔵人所布直并 [ /観殿用物官符 ] 、于」今未」勘|,公文 | 。而布直宣旨□ [ /出来又了。至,|于官符 | 、今 抑為;|御覧|宣旨案二枚奉」送。勘畢抄帳請惣返□ [ /早可;|参下 |之。 下宣旨」、 公事之体自然如」此、 進更無 清胤謹言。 ② —, 、料物無」愁者也。 催使々 未進。 抄帳事。 令レ成 勘,|申諸司 | [ /其後経」日不」下,|宣旨 | 。僅被」下,|今月十一日宣旨 | 、所司勘□〔出ヵ〕[ /有, /請;;去八月十三日御書、 相計令,|勘直,|可↘勘,|会抄帳,|。但□[/来於,|返抄,|者日々相催更以不↘怠。徒送, 而称上不」請二料物一之由上、 其後未,,出来,返抄 |承知符 | 。其間□[/晚以」之為」歎。同相催更以無;|懈怠 | 之。/④一、鋳銭司用途帳事。 /件抄帳、 而預公文二箇年帳未 以」之為」歎。 四箇年料且始勘・覆勘已了。 (5) —, 心神不□」〔安ヵ〕[ /与不事未」承;|一定|。析||禱仏神|、御与否之事自然定歟 [ / 雲林院銭一枚、 後八月九日到来」、 \_勘申\_。 頻以愁申。此 [ /見・安来等預銭返抄未,|弁請 ] 、自以煩」之。 可」葺: 修二条寝殿并東対等 事。 度々差;;遣使者;。即可」上之由申諾 頻雖レ□ 主殿寮油一枚、 并言,,上雑事等,事。/①一、調庸事。 〔召ヵ〕 [ /更以無」益。 而依、無、主計寮 [ / 寮案六枚 ]、不、勘、会抄帳」。 /③一、年々公文事。 官厨家米一枚、 件屋、 無」仰以前、 仍銭借 [ /米先立用; ]駄賃; 。 難レ相 |給五貫文|、 □日月 | 寤寐|| /件公文料物、 申...事由 催 / 件調庸料物、 /抄」事怠有」之。 就」中豊生□ 修理 僅以令」勘。 〔歎ヵ〕[/ 件帳、 相違。 其後寄 進。 依」員究行 因」之申言 依レ貝究 因 日 事 銭 \tau

以勤仕之。 為;,人々 | 被;| 妨作 | [ /可;,召糺 | 者也。兼又給;,為正仰事 | 可;,勘納 | 。其穫米、即[ /上之。/⑦一、請 」被 」糺;,返郡 修理。 就」中寝殿降雨滴湿、 左右」、迄||今日||更不」上[ /頗為」水流失者所」申無」理。縦雖」有||檜皮|、不」可||修理|□[用ヵ][/尽更廻 司礼茂預鹿毛馬一疋 | 事。 /⑧一、蔵人御方用物事。 為二之如何一。 不↘可;;人居;。何□ [ /対非↘可↘滴云、 如」此事可, 推量, 者也。/⑥一、公実・福茂預田事。 左、 /件御方用物者、有」数無」物、 依,,礼茂愁状,、以,,先日,言,,上事由,、而未,被,,裁定,。早被[/弥知,,国恩貴,之。 随」有令」奉。更不」可」申;,多少;□ [ /退。今有;,此仰,弥 宛雨如」降。 /件田事、 已依,,国定,寄宿之間、 承悦無」極。但於;;福茂預方;、 更□ [ /方不」可;;

文意は不明とせざるを得ない。 卑分脈』二―三五九頁/魚名流末茂孫)に尋ねるべきことなどが見え、中央での公文勘会に関する記述と目されるが、 し、それを受けて八項目(以上)の事柄について報告したものである。 Eは九月十六日に周防国に到来した言上状で、八月十三日の前周防守からの書状が閏八月九日に清胤王の下に到来 袖書には主計権助の配慮や主税頭藤原連茂

慢により進捗がないことを歎いている。諸司の仕事ぶりへの諦観、心神の不安、もう仏神に祈るしかないという苦境を ①は調庸の弁済・公文勘会の状況を述べるもので、Bで未取得とされていた返抄について、なお未発給のものとして 返抄が発給されるかどうかは自ずから決まるものだと述べる。 枚、 主殿寮油一枚、 官厨家米一枚があるという。 これらに関しては返抄を催促しているものの、

計寮に向けての返抄または出納に立ち会った主計寮官人が分取した返抄六枚がないために、 ない状況であった。そこで、 ②は抄帳について、 四箇年料の始勘・覆勘が終了したことを伝えている。但し、「主計寮 [ 寮案]、 諸司に対して返抄についての勘申を求める宣旨を下してもらおうとしたが 抄帳を勘会することができ 即ち諸 (F | 又無; | 日 から主

旨を記し、抄帳を勘畢し、惣返抄を得て、早く国元に戻りたいと述べている。 であるという。 その後日が経っても宣旨が下らず、閏八月十一日になって漸く宣旨が下り、 未発給の返抄については日々催促をして怠っている訳ではないが、徒らに日月を送り、寝ても覚めても歎くばかり 、因」之造 自分たちがきちんと仕事していることを示すためか、前周防守の御覧に供するために、宣旨二枚を送る 今明日のうちに色々と手を尽くして勘じ直させ、 ||解文||令||奏聞||」、G一①「而依」無||日収寮料|、付||藤蔵人||申||下宣旨|、而可」勘 抄帳と勘会する予定であることを知らせている。その 司が勘出したものの、 相違が生じたことを |申諸司返抄案者」)、

直 が発給されるまでは歎くばかりであるが、怠りなく催促しているという仕事ぶりを強調するものである。 直宣旨は発給され、 ③は「公文」=正税帳の勘会に関する事柄である。正税帳に関わる料物は規定通りに納入したが、 (K)と貞観殿用物(B)の官符のために、現時点でまだ税帳勘会ができていないことを報告している。しかし、 貞観殿用物官符は今明日のうちに承知符(B「承知官符」)が出されるという見通しを伝え、官符 その後に蔵人所布

以可」足矣。況無」損年事無」余利」乎」と記されており、鋳銭司の用物は周防国の租穀から充当されていたことがわかる。 苫・稲等之雑物直、 其応」用白米・黒米・舂・ 宜||雑務一事已上、惣付||国司||」とあり、長門国の鋳銭使が廃止され、「一置||鋳銭司|事」として「其庁事者、 「一停「」鋳銭使」事」として「依」「太政官弘仁九年三月七日符」、停」「長門国司」、新置「」鋳銭使」。今停」」止件」、復」「長門国 「応」便割 国吉敷郡便宜地」」とあって、 ④は周防国に存した鋳銭司の用途帳に関わる報告である。狩野文庫本『類聚三代格』巻四天長二年四月七日官符には 周防国田租穀 准穎二万六千九百七十六束四分二毫、 塩・蒜 」 充ュ鋳銭雑物直ュ事」 には、「割」,彼国納官租穀六千九百九斛九斗二升内」為。」鋳銭料雑物 周防国に鋳銭司が置かれていた。『三代格』巻十四寛平八年(八九六)三月四日官符 ・絹・庸布・商布・調綿・庸綿・鹿皮・牛皮・油・鉄・鍬・砥・採藁・紙・墨・ 相折猶遺穀四千二百十二斛二升五合。然則雖」有 定 周 防

という。 況になっている。 丁 | 収 | 収文 | 、至 | 十年終 | 令 」進 | 惣帳 | 、勘会已訖乃与 | 返抄 | 」とある)は未取得なので(Fも参照)、自ずと困る状 であろう。□見・安来らが預かっている年料銭の返抄(主計上式「凡鋳銭司所」進年料銭、 似しており、「而預公文二箇年帳未勘申」という事態の原因となるものであって、用途帳の勘申に必要な費用を指すの おらず、頻りに召喚しているのであるが、効果がないことを述べ、銭五貫文を貸与して、漸く勘申させることができた あると報告している。 ④では鋳銭司用途帳について、 清胤王はこれも年料銭の収文が出来するのであれば、何の妨げにもならないと述べている。 しかし、豊生に関しては、料物については愁いがない筈であるのに、預公文二箇年帳をまだ勘申して 「不」請;;料物;」という言い回しは、 毎日使たちに催促してるが、 A─②に「可」被ヒ早令||料物随身|追+上雑掌晴 料物をもらっていないと称して、頻りに愁い申す状況で 随川所」進数 延上事」と相 且附

修 態になってしまったと述べられている。特に寝殿は雨が降ると雨漏りがして、 がない状況であるという。『紀略』康保三年八月二十五日条には「奉」幣丹貴二社」。 差遣し、運上を許諾されたので、米を先に駄賃として支払ったところであるが、その後あれこれといって今日まで進上 は 水のために流失してしまい、今まで申上していたことはもう理屈がたたず、たとえ檜皮があったとしても修理し難 は一遣」使巡 理ができない状態になっており、 雨漏りではなくまるで雨が降るような様相を呈している。 ⑤はF―②に見える二条殿の寝殿と東対の葺修に関する要望である。これは夏頃から檜皮の運上を求めて度々使者を |検洪水|。或流||失屋烟|、或漂||没資儲|。又西獄垣為」水破衝五六条、及||西河||渺々如」海」、二十一日条 |幣十六社 | 」などによると、この年の秋には雨が多かったようである。 どうしたらよいか尋ねるとともに、 清胤王らはこの二条殿に国からの指定で寄宿しているが、 苦境を訴える次第であった。 人が住める状況ではなく、 したがって二条殿の建物の屋根 依二霖雨 |也」、閏八月十九日条に 東対について い状 が

-⑤で要請した、 清胤王が在国中に公実 (真)・福茂に預けた田の件で、この間に前周防守の介入がなされた

る。また為正という者に対しては、預田の収穫を勘納するように指示して欲しいこと(あるいは「為正」〔正しい、正 点について礼を述べるとともに、福茂への預田に関しては人々に妨作されているので、 の仰せ事を給わって)、その穫米は京上してもらいたいことなどを記している。 召し糺してもらいたい旨を伝え

に愁状を呈していたようであり、清胤王は前周防守に裁定を依頼していたが、この時点ではまだ裁定が下されていない ようである。 ⑦では郡司礼茂に預けた鹿毛馬一疋を糺し返して欲しい旨を言上する。この件でも礼茂が何者かに妨害され、 清胤王

すます勤仕する旨を伝えている。 らず奉ることを述べる。この件については八月十三日付の前周防守からの書状で要請があったようであり、 ⑧は蔵人の御方の用物に関するもので、 用物は数は多いが物がないという状況を説明し、 入手でき次第に多少に関わ 清胤王はま

# 【A】(『平安遺文』二九七号―二)

公文勘済之煩 ¦ 。且以 ;此由 ¦ [ /之。是前遠江権守所 ;相伝 ¦ 也。其次被 。仰□[ /有 ;相談事 ¦ 、至 ;于今 ;更以無音 。 要望之人已有,,其数,之。早可¸被,,追上, [/④一、被¸召,,仰右衛門督殿主税寮官人稅帳,事。 主税助以 如」此被仰[ /⑤一、大粮御申文内奏已了未」被|,仰下 | 之。/以前、雑事言上如」件。 ①件米、従;;去応和三年可;;春充;者也者。 〔竊ヵ〕以逃去。而間預公文称;;不」入[ /由 ˌ未」成之。此即預公文興安所」申也。傍人可為□〔此ヵ〕[/ 可」被;;召勘 ˌ之。 〈③一、可\_被;;早追;;上郡司久見預御贄;事。/件御贄以;;先日;被;;追上;者。而送;;日月;不;;運進;。 ||召仰 | 云、 此由 |被」申了。為;|之如何|之。/②一、可」被ヒ早令;|料物随身|追#上雑掌晴延」事。 右衛門府大粮二箇 [ /未,,下行,。是前司可,,弁済, 者也。件大粮未,,弁之 [ /勘 然而且以||御 [ /内奏 | 隨||成敗 | 耳。若不 」被 」免者、自||三年税帳 | 可 [ / /康保三年九月一日 /件晴延棄||預公文|寝 /右、 税帳 如,此[/事之間 以二今月廿八 清胤

まだ裁定が下っていないことを記す。

衛府の人々は下痢をもよおし、次々に退散することになり、 ということになる。 ズシテ、責メ居タリケリ」と、受領と直談判に及ぶ様子が描かれている。 具共ヲ持テ為盛ノ朝臣ガ家ニ行テ、 守為盛、付,|六衛府官人,|語」では、「諸衛ノ大糧米ヲ不成ザリケレバ、六衛府ノ官人・下部ニ至ルマデ皆発リ、平張 であった。大粮米の納入がないと、 本章冒頭で触れたように、大粮米は年料租舂米から充当されるもので、任終年制ではなく、当任分を納入するしくみ 四月六日任で、 塩気のある魚や熟した李、また下剤となる朝顔の種を混ぜた酸味のある酒などを供給し、 『小右記』長元二年閏二月五日条では既に卒去していたことが知られるから、 夏の六月のことで、早朝から未時(午後二時頃)まで熱中に放置した上で、為盛は衛府ごとに官人 門ノ前ニ平張ヲ打テ、其ノ下ニ胡床ヲ立テ、有ル限リ居並テ、家ノ人ヲモ出シ不入 中央諸司、特に中下級官人は困窮するので、『今昔物語集』巻二十八第五話「越前 この直談判を退けるという展開で、「其ヨリ後、 越前守藤原為盛は万寿五年(一〇二八=長元 これは長元元年の話 それを食した

追返サムニモ不返マジケレバ、此ル可咲キ事ヲ構タリケル也トナム語リ伝へタルト也」と評されている。 ニヤ有ラム、物不成サヌ国ノ司ノ許ニ、六衛府ノ人発テ行ク事ヲバ不為ヌ事ニナム有ケル。 極タル風流 ジッ物

きぶりになっている。 けられたのであろう。以上の大粮米の件は①・④・⑤に分割して記され、⑤の一ッ書のみで、その説明を欠くという書 未整理のまま言上状を認めたという観が強い。 清胤王書状はこの話よりも前 思わぬ横槍に慌てたのか、 の時代であり、 公卿である衛府の長官が主税寮に申し入れをするという形で、 あるいは時系列に即して報告しようとしたのか、いずれにしてもやや 圧 一力がか

書を関係諸司に逓送したり(『大日本古文書』三─四○四~四○五)、使の一員として使解に署名したり 九世紀になって顕著になる使不参によりとられた措置である。しかし、雑掌は八世紀段階から、在京中に国元からの文 務としていた(太政官式、民部下式、主計下式、勘解由使式)。この公文勘申は本来国司である四度使の任務であったが、 世紀の雑掌は四度使に随行するもので、在京中には四度使公文の外題を下され、官に参着し、公文を勘申することを主 当しており、あと二箇年分の担当者が未定であったが、その担当に選定されたのが雑掌晴延ということになる。 から任用されるものであり、在地から国務補助者として起用されるような相応の勢威・能力を有していたと考えられ であったことが窺われる。この雑掌は各使に二人ずつ(『三代格』巻六大同四年正月二十六日官符)、一年交替で、 八三・一一四)しており、国元への文書を付託される例もある(六─二九○~二九一)から、公文勘申に通暁する存在 ②は雑掌晴延の公文棄却と逃去に関する事項である。 H・G一⑤に登場する雑掌連並は、二箇年分の抄帳 の勘畢を担 四四

領郡司 九世紀段階では、『三代実録』元慶五年(八八一)十二月七日条 雑掌 | 」などの例が知られ、元来公文のみを扱っていた雑掌も中央諸司から未進物の徴収対象となっており、 「禁…断諸司諸寺諸院諸家徴物使等究 勘諸 国貢調

が、 るが、 れないが、そうなると、公文勘申における雑掌の重要性に鑑みて、組織編成が強化されていたと見ることができよう。 世紀中葉の時点でも雑掌は在地出身者で、二人が選定されるものであったことがわかる。 責務を追及される存在であった。ここで晴延が逃去したのは、こうした案件があったのか否か、事情は不明であるが、十 国元に晴延の召勘を求めているのである。あるいは雑掌の下に預公文という専門の役割が設けられていたのかもし 晴延が棄却したままの公文を保管する役割を果しており、ここでは興安の報告により晴延の逃去を知った清胤王 預公文興安の立場は不詳であ

れているように、久見は綱領郡司であったことがわかる。上掲の元慶五年条や弁済使の出現に関わる天暦元年官符にお いても、なお綱領郡司の役割は重要視されており、ここでは郡司(大嶋郡か)久見による京上が待たれるところであった。(፡፡) ③はI―①に「大嶋未,,将来,、可、被、召,,勘久見,之」とある黒作御贄進上に関する事柄で、ここに郡司久見と記さ

### 【C】(『平安遺文』二九八号)

等請之日、 須μ如□送文| 分行□者也。而或依□国定| 分□行人々| 、或[ /手官人等例物可□請者所□充行 用残之 [ /勘文也。 件屋被 [ /更無; ]雑屋 ; 。只今屋不」可」立。是依」無; 料物 ; 也。此由屢 [ /修理進。清胤参上之後、用物勘文度々奉」入。 件輪、依 / 件宅直、 自,,伊与国忠許,、 頭助并勘手之外官人物志者、 ||先日仰 | 轆轤引一具・只輪一具直給已了也。[ /内催取。金塗一具即可」具,|横上 | 之。/②一、淡路守宅事。 /③一、吉正・滋忠等預物事。 借 |銭百六十貫| 持来即充□〔行ヵ〕〔/直。 而遺 [/更無]他術]。 / 件船、 道間平安著岸、 如」此之間、 本直三百五十貫者、猶以未」下,,百余貫,也。 必有;;事怠;歟。 即米銭依」員散用已了。 也。 以」之為」歎。 但抄帳勘畢之「/ [ /米等 解

#### 【D】(『平安遺文』未収

] □□〔清胤ヵ〕□。/謹上遷替院〈政所〉。

D に 年月日 未詳の断簡で、 Dは文書の末尾のみで、 現存のいずれかのものと接続するのか、 あるいは別の文書に

関連するものかが不明であり、 内容もわからないので、存在のみを示しておく。

支払ったとあるので、 文書との関連などは手がかりがなく、 張るために、上端につけた横木、または船の艫に立てた鳥居形の構造物の上の横木のことであるが、 Cは四項目 (以 上) 前周防守の用務によるものであり、 の事柄を記した言上状である。①の輪・轆轤引・只輪・金塗は未詳で、 やはり不明としておきたい。轆轤引・只輪の代金について、 銭の収支にも関わる報告であろう。 横上は長い旗を垂らして 先日の指示によって これまで見てきた

とはしばしば申上しているところで、修理は進めているので、清胤王が都に参上してからは、用物の勘文を度々送って ない。この淡路守宅には雑屋がなく、 四年(一〇二四=万寿元)春」などが知られ、伊予国の出身者と目されるものの、 り転擬した伊予国温泉郡少領伊与連時兼、『魚魯愚鈔』巻六に「美作目伊予安高〈皇后宮大夫源朝臣長和四年給〉、 告である。この宅地の価格は銭三百五十貫文であり、伊予国忠という者から百六十貫文を借りて支払いに充てたが、 もしれない。 なことを見越して、 お百余貫が未払いであるという。 いること、それは用残勘文の中に含まれていることなどを伝えている。この宅地購入は、 ②は淡路守外従五位下海正澄 清胤王らの新たな活動拠点として、または前周防守の帰京後の住居として準備を進めているもの (『外記補任』 応和三年条尻付によると、康保二年正月三十日任) 伊予国忠は不詳であるが、『小右記』長徳二年(九九六)十月十三日条に大領闕によ 今は料物の欠如により建物を建てることができないことを報告している。 前周防守や清胤王との関係はわから あるいは二条殿が修理不可 宅の購入に関 わる報 治安 か 能

③のような事故もなく、 ③は綱丁などと推測される吉正・滋忠の預物が到来したことを報告するものである。この預物は船で運上され、 無事着岸しており、 米・銭は規定通りに使用したと述べる。 「在□ [ ] の米などは送文に従っ Ι

清胤王書状群の研究

れるが、その先後関係は不明であり、Cをどの時点に位置づけるかは保留せざる得ない。 障が生じることを強調して、料物の運上を求めているのである。ここにはKで触れられているのと同様の状況が看取さ 物が必要であり、残りの物では不足するので、さらに送付を要請する次第であった。他に方法はなく、このままでは支 を要求した場合に充当したという。但し、抄帳を勘畢した時点で解などを請う際には て分与すべきであるが、国の指示により人々に分与したり、主税・主計寮の勘手の官人が例物(G―③「公事勘済料銭」) 〔一〇九四〕十一月二十四日摂津国前雑掌津成安解では主計寮惣返抄を申請している)、頭・助や勘手以外の官人にも志 (『朝野群載』巻二十七寛治八年

文意を正確に把握できなかった部分もあるが、これをふまえて、以下、十世紀中葉段階の国務従事者の様相や国司交替 のあり方などに検討を加えてみたい。 以上、清胤王書状群について、私なりの内容理解を整理し、若干の考察を試みた。前後の状況が不明のものが多く、

#### 二国務に携わる人々

等として下向、この前周防守の交替事務を執行する役割を担う活動を展開しているのであろう。この清胤王の国務機構 中井王(『続後紀』承和九年八月庚寅条)、また武門の平氏の祖となる高望王や平将門を反乱に導いた興世王などのよう 清胤王書状群に登場する清胤王については、三世王の肩書しか知られず、彼がどのような人物であったかはわからな 九世紀の良吏には弘宗王(『三代実録』貞観七年二月二日条、同十三年十月二十三日条)のような王族もいたし、③ 地方行政に関与しつつ土着を企図する者も出現している。 清胤王も地方行政に通暁する存在として、 周防守某の郎

上の位置づけとしては、弁済使と見る説、 済公文」之時、 優長人 | 為+|目代+|事。諸国公文目代必少| |優長 | 。然則不\_論| |貴賤 | 、唯以| 堪能人 | 可\_為;|目代 | 。公文未練之者、 并前後司分付之間、極以不便也。事畢之後、掻」首無」益」とある公文目代の役割に比定する説などが呈 あるいは『朝野群載』巻二十二「国務条々」第三十八条に「一可ヒ以||公文

目代の如きものと解すべきかとなると、清胤王の活動はさらに広範囲に亘っていることを考慮したい。 て、上掲天暦元年官符のような単なる弁済使の活動には収まらない地位を想定すべきであると思う。では、それを公文 からは疑問とする指摘がなされており、私も前章で見たような清胤王の幅広い役割や在地の人々との関係などから考え これらのうち、 弁済使説に対しては、後者の立場から、三世王という出自の高さや在国して佃を経営している点など

#### 5『新猿楽記』四郎君条

臨時雜役等之使、不」望自所 非違所・田所・出納所・調所・細工所・修理等、御厩・小舎人所・膳所・政所或目代或別当、況検田使・収納・交易・佃 替分付之沙汰、不与状之文、勘公文之条、雖」有」等者」、更莫」過」之者」。是以凡庁目代、若済所・案主・健児所・検 騎、馬廻達||山野之道|、於||弓箭|不」拙、於||算筆|無」暗。入境者着府之作法、神拝着任之儀式、治国良吏之支度、 四郎君受領郎等、判史執鞭之図也。於,,五畿七道,無¸所¸不¸届、於,,六十余国,無¸所¸不¸見。乗¸船則測,,風波之時 国土産 | 、貯甚豊也。(中略)故除目之朝、不」云 | 親疎 | 、先被 | 尋求 | 者也 ||懸預 | 。但民不¬弊済||公事 | 、君無¬損自有¬利上手也。仍得| ||万民追従| 、宅常贍、 集語

に関わる諸儀式の心得、公文の取扱い、国衙の分掌組織である「所」や国使の任務など国務全般への通暁という形で、 末〜十一世紀半ばの史料ということになる。ここに描かれている四郎君は交通路の把握、武力・算筆能力、そして国務 は藤原明衡 (永祚元年〔九八九〕?~治暦二年〔一○六六〕)の晩年の作とされる『新猿楽記』の一節で、十世紀

```
周防前司某——御館侍達(H)、遷替院侍主達(B)…周防前司の館に仕える人々
      郡司礼茂(E)…馬を預る
      郡司久見(A)…御贄貢上に与る
      贄綱丁春茂(K)
      長嶋贄使(H)
      雑掌連並(G・H)…2箇年分の抄帳勘会を請負う
     雑掌晴延(A)…抄帳勘会を請負うが、途中で放棄して逃去
     預公文興安(A)…晴延が放棄した公文を管理
     清胤王、高材(G)…米結解を出す
       公真(実)・福茂(E・I)…清胤王の預田を佃す
       為正(E)…穫米を勘納すべきことを指示される
     鋳銭司~□見・安来・豊生(E)…用途帳の作成、年料銭の返抄を管理
    … 京と国元
               贄綱丁春茂(K)
       とを往来
               雑掌連並(G・H)
               雑掌晴延(A)
               預公文興安(A)
               脚力(I)、挟抄(I)
               延正(G \cdot H \cdot J \cdot K)、安行(B)、吉正・滋忠(C)
 在京者~清胤干、藤原頼国(F)
                      …二条殿に寄宿
       五百井有材(I)
       在国(J)、同宿侍(J)
       高材、寺豊穂(G)
       弁済所(F・G)
```

図 1 周防国の国務に携わる人々

方を窺 は、 うことで、京下者と在地人 ど在地の人々を手足として使 務を統括し、 た様子が看取され も様々な役割を一人に体現 ものである。 は受領郎等の る人に分化 どと、それぞれの役割を有 条)、「能書之者」(第四十条)、 文優長人」(第十八:三十八 世紀前半 更幹勇敢郎等」(第六条)、「公 堪能武者」(第四十一条) 上述の公文目代の他に、 ての役割を兼 頃 してお 0) その下に郡 ただ、 理想像を示した 玉 **| 務機構** 国 世 ŋ 紀半 務条々」 清胤王 にした存 玉 四郎 · 十二 務 のあ 司 0) な で な 実 君

和 ・協力の下に国務を遂行する受領郎等の上首者として位置づけることができるのではあるまい

するのがよいであろう。 格で前周防守の用務に従事していたと見ることができる。とはいうものの、 米結解を呈している高材や米代銭の勘済に務めている寺豊穂などの面々は、在京者と目され、彼らは清胤王と同様の資 車使用に関わって器具の修理を申請している在国、 輩として何人かの人々と共同で交替事務に携わったのではないかと考えられてこよう。この藤原頼国、 には一通だけ藤 て伝達されているので、 この点を清胤王の活動と人的関係からさらに考究してみたい。清胤王を受領郎等の上首者と述べたが、 原頼 国と清胤王の連署のものが存する(F)。とすると、清胤王は頂点に立つ唯一の存在ではなく、 やはり清胤王は彼らを統括する立場にあり、 Iで湿損した積荷の対処に赴いた五百井有材、 藤原頼国だけが清胤王に相並ぶ地位にあったと解 藤原頼国以外の人々の活 Gで清胤王とともに 動は Jで清胤王が牛 清胤王書状 清 胤王を介し

ろう。 も進展していたことを想定する必要がある。但し、この点は現存の清胤王書状群が清胤王のすべての書状を残存したも 守への連絡は清胤王が担当しており、清胤王の方がやや上位者となるし、 を分担して活動していた可能性も考慮しておく必要がある。前者であれば、Fでは連署になっているが、 のか否かが不明であり、結論が出る問題ではないが、史料に残っていない事柄があることは念頭に留めておくべきであ いるという理解が可能になろう。 となると、清胤王と藤原頼国の二人で彼らを統括していたのであろうか、 後者の場合は、 藤原頼国は独自の用務を遂行しており、 清胤王書状群には交替事務の大方が記され あるいは藤原頼国は別集団を率いて、 清胤王書状には見えない事態 通常は 前 役割 周 7 防

海正 清胤王らは京内では二条殿に寄宿しており、これは二条の何処かに存した前周防守所有の邸宅で、 澄 の宅地を入手しようともしていた(C)。この他に、 弁済所 F G が存在している。 その所在地としては 前周防守は淡路守

になる。それ故に、弁済所の物資を出納・借用することが可能であったのである。 この地にあって物資を管理していたものと目され、清胤王はこうした京周辺の関連施設をも掌握する立場にあったこと を有していたのではないかと思われる 宅が知られることを参照すると、 からは東方にあたる近江国坂田郡の琵琶湖東岸の要港である朝妻の地に物資を搬入させていたとある)。五百井有材は I―③で周防国からの運上船が河尻に到着したことが記され、上掲『貞信公記』天暦二年六月四日条には伊予国 西国諸国は物資搬入と京宅からの適度な距離にある淀川沿いに弁済使が管理する倉蔵 (尾張郡司百姓等解文第二十三条によると、尾張守藤原元命は京宅以外にも、 ĺЦ

たり、 という心構えが示されており、そのためには関係部署の実務を掌握する人々とのつながりが必要であったのである。 属 | 、書 | 写之 | 。是皆蜜々所 | 写取 | 也。但以 | 件帳等 | 、為 | 後任 | 勘 | 済公文 | 也 | とあり、受領赴任時には前々司と前 第一条「一随||身不与状并勘畢税帳||事」には、「不与状者語| 官人であり、こうした人々と意思を疎通し、人脈を築いておくことが重要であった。後代の史料であるが、「国務条々」 贄殿別当の蔵大主(I)、藤蔵人(G)、右中弁(F)、前遠江権守(A)など、清胤王に交替事務の便宜を図ってくれ 司 の間の交替政に関わる書類をよく参酌しておくことが、 清胤王は牛車を使用して出かけていたようであるが(J)、清胤王書状群には佐出納(K・F)、主税寮助 『中右記』元永二年(一一一九)十二月二十九日条 教導してくれたりする人々が登場する(その他、G・Cに主計寮の関係者が見える)。彼らは実務を掌る部署の 前司から後司となる自分への分付・受領の際に大いに役立 ||勘解由主典|、清||書之|、勘畢税帳者就||主税寮得」意判官 K A

陳云、 (上略) 今夜因幡守宗成任中公文欲;成終;之処、主計頭師遠放;|総返抄;]了〈今夜請印〉。主税寮 件両条慥本国不」存、 寮官等中申出 丟 隨九箇年間従 八幡宫宝塔院加挙稲返抄並千手院加挙返抄未 |本所|無||其催|之上、不」載||国抄帳|。 到来 如何。 又済事経則今朝未到返抄之中不;」書 乍」驚以 〈頭光平〉、 本国 欲 放

也。 俊職、 者也。 是光平所為甚奇恠也。 済事経則 税寮若不」入;,任中列,者、 各注入也。仍存;;任中之由 事顕行 | 御覧了 返却帳之奥ニ注||元永二年十二月二十九日由||也。六日夕総返抄・返却帳一度ニ以||筑前介俊兼||令\_|持|||参殿下||、 則申状,事也者。 主税寮大頭、 宝塔院別当円賢、 常心性之所」致也。 前俊兼偏所二沙汰知」也。 驚...此事 以二此旨 又件御教書状有 何。 件返抄沙汰之後可」奉二返却帳 仍書置也。 属宗茂不 相尋之所、 作出事歟。 若可」有 能知, 寮中, 者也。 〈叙位五日依; |御衰日 | 延引、 加判 以,,此等返事,令、見,,大炊寮光平,之所、本国陳旨尤道理也。 無,,本意,輩。主税頭光平 並権僧 件返抄 予独存,公平,、企,此事,、末代無益之故有 答云、 |文書失錯事| 者、追可」有||沙汰|、不」可||遅引 従」国具;,雑文書,所,上也。 又大蔵省年料済事頼経・長殿済事貞仲二人、及||夜半||不」送|||件両通返抄||。是偏貪」物之上、 申 凡構,出無実事,、雖,一日 ::||会釈 必可」奏;;事之由,也。 正行尊ニ相尋之所、 也。 者、済事経則何不」書」 件宝塔院・千手院ハ本国之国分寺中之事也。 殿下御教書 輩。 先例或総返抄・返却帳取,,正月除目以前,之輩無,,指過怠,時、 相尋之所、 大蔵卿長忠、 也。 |依\遣||二寮 天已明了。 申云、 〈於」事有二難渋気 六日被」行也〉。本国不」誤之上、 不」知之由有二返状」。 凡構;,出無実事,、雖,,一日,奏,,事之由 未到返抄目録 済事経則依」不」尋、 件両寺不」知二本所」。府生経則ハ数代之因幡弁済使也。 祭主親定卿、 |抑||留公文|、天道在」上、誠可」有」恐事也。 放 検非違使府生経則 返抄 也》。 也。 哉。 一如レ此妨 典薬頭雅康、 凡此事無実歟如何。 由被; 仰下 也。 又同允章宗·兼量、件二人不二加判一。又主計允経茂 取,,件文書,付,,済事経則,了。又検非違使志有 是官人之中雖」有上不 又不」可!!取出!也。 仍彼加挙稲於二本国 ハ、長実朝臣申..成因幡国公文 | 歟。貞仲第一之非常者也。 返却帳奧皆元永二年十二月二十九日之由 仍正月六日叙位儀以前送, 仁和寺寛助僧正 乍」見;;此御教書;、以;無実;抑留 也。 且又以 二加署 仍年」驚付 此間事、 依言言旨 成了、 近遠 之輩 権別当法印永縁、 是主税頭光平目代与二 講師 上可レ放 外記史生重宗・筑 偏欲」留二公文 |済事 | 了。又八幡 |列||任中||也。 返却帳 一之弁済使也 頭光平 之所 返 可 返抄 也。 彼経 岡本 貞 主

官人事裁許。於」今者亡国公文、後人定難済歟。 晦夜閇、門不「相逢」。但兼日少々給物之残物、遣」下文」所」不」取入「也。後日敦利申」院、件物慥可」給之由被」仰」下本 又送,,主税寮,云々。返抄中触,,租穀正税,返抄を書分、草案主計寮官加判送,,主税,也。主計允俊職ハ左府生敦利男也. 寺別当僧〈不」知」名、奈良人也〉、左中弁為隆、皇后宮亮経忠、大進惟信·有成、采女正盛親、斎院長官家俊。 国 殊功」也。 公文」也。 有;;小会釈;輩甚多。不 畢。 依| 院宣| 給物之所千万已取了。晦夜隠了不| 加判 | 。依| 殿下御教書 | 放 | 返抄 | 也。 群議之処何不」蒙,|勧賞,哉。凡納官封家雑丁已及,|八十所,返抄取集、付,|主計寮済事,|了。従,|主計寮,書分、 長実朝臣成,,公文,之後、 隆時、時範、 置。 凡者在世之間、 正盛、長隆四代国司不」成,,公事,。凡廿二年成,,四度公文,、尤可」謂 為」人施二会釈」之現報、 只在今日可」知」之。 国司訴ハ不」被二裁許一、二寮 仍万人合力成 此外人々 = 此

なる。このままでは任中公文勘済が果せなくなるからである。 も興味深い(天永元年〔一一一〇〕七月二十九日任~保安元年〔一一二〇〕正月二十八日得替)。 の審査にあたった寮官から八幡宮宝塔院と千手院の加挙稲返抄がないという指摘がなされ、宗忠は大いに慌てることに 日の段階で、主計寮の長官中原師遠が惣返抄を放ち、主税寮の長官賀茂光平が正税返却帳を放とうとしたところ、公文 に算定する基準値が確定することになる。これにより交替政が円滑に進展する筈であったが、年も押し詰まった二十九 されており(減省・班符に関わる文書の実例は 日に減省・班符が下され、十八日には不堪佃田に関する文書五通とともに奏上、二十二日にこれらに関わる官符が請印 これも後代の史料であるが、eに描かれた因幡国の知行国主藤原宗忠とその子因幡守藤原宗成の任中公文勘済の様子 『朝野群載』巻二十六に見える)、これらにより受領任中の責務を数的 e以前の十二月十六

が主税寮の事務にも精通していたので、その助言によって、やはり下僚で、 宗忠は因幡国の雑掌で侍の近遠に調べさせ、また当時検非違使別当であった宗忠の下僚で、 因幡国の代々の弁済使を務める府生内蔵経 検 非違使志有貞

安元〕十一月二十二日因幡国司解)、受領交替が完遂している。 通は白河院の近臣藤原長実の子で、宗通の養子)から不与解由状を発給してもらい(『朝野群載』)巻二十六元永三年 も漸く納得し、正月六日の叙位以前に、十二月二十九日付で返却帳を送ってもらい、すべての手続きを完了することが 則に尋ねたところ、この宝塔院・千手院というのは因幡国の国分寺の中にあって、その加挙稲の決算は本国で実施して できたという次第である。その後、宗成は後司である藤原時通(知行国主は藤原宗通〔宗忠の父宗俊の異母兄弟〕。 国分寺の講師が返抄を放っていたことが判明するのであった。こうした事情を主税寮に告げたところ、主税寮側

宗忠は交替手続きの最後の最後で出来したこの不手際に不快になり、 eでは次のような人々を非難の的にする。

主税頭賀茂光平…難渋の気あり

允章宗・兼量…加判せず

済事経則…無実のことを申し立てる

大蔵省年料済事頼経…夜半に及ぶまで返抄を送らず

長殿済事貞仲…夜半に及ぶまで返抄を送らず

主計允経茂・俊職、属宗茂…加判せず

寮 云々。 要性も窺われる。ただ、「凡納官封家雑丁巳及; 八十所 | 返抄取集、付; 主計寮済事 | 了。 かけているが、特に実務官人たちが加判してくれないと書類が完成しないので困ったようである。済事頼経・貞仲の二 人に関しては、「是偏貪」物之上、非常心性之所」致也」と評しており、彼らを動かすには公事勘済料以外の給付物の必 宗忠は返抄への加署を遅引することを戒める殿下御教書、即ち摂政藤原忠実の存在・支持をちらつかせながら圧力を 返抄中触||租穀正税||返抄を書分、草案主計寮官加判送||主税||也」とあるように、因幡一国だけでも膨大な書 従二主計寮」書分、又送二主税

彼は左府生敦利の男であるといい、「兼日少々給物」云々とあるので、一方では激務に従事してくれた点にも言及して 類が複雑に行き交っており、中央官人の方も業務過多であることは否めない。主計允俊職は非難の対象ではあったが、

いるものと思われる。

個別の人名が記されない脚力とは異なる権能を有していたと考えてみたい。 JとGでも文書を付託して下向させたことが見える延正は郡司クラスの者で、単に文書送付に従事するだけでなく、清 王個人としても大いに依存すべき存在となっている。Hの「付||延正長嶋贄使||進上」を延正=長嶋贄使と解すると、K・ 地の人々との協業が不可欠であったのである。郡司はまた、清胤王が在国していた時の佃の耕営を担当しており、 在地人から選定されていた。その点では贄綱丁として現れる郡司クラスの人々ともども、 はないが、雑掌の存在は知られる。但し、この段階では受領郎等や中央中下級官人が登用されるものではなく、雑掌は ものと考えられ、 胤王の状況・意図を忖度して前周防守に伝達する役割が期待されていたのではあるまいか。Jに「脚力昨日午上参著」と、 清胤王書状群からは時代が離れてしまったが、こうした文書行政の複雑化と実務官人の助力は益々大きくなってい 十世紀後半の状況を推測する上でも参考にしたい。そして、清胤王書状群には弁済使の活動は明確 清胤王の交替事務推進には在 清胤 <

実務担当者の役割が大きかったものと思われる。 の答弁能力の不足や在地への帰還志向が指摘されており、 弁済使の初見史料である上掲天暦元年官符には、「成|返抄|之時、合|計於在下史生|、補|欠剰|之日、矯 況懷土之民、有,,心早帰,、 弁済使の介在はあるものの、中央進上物や返抄の管理は従来の国郡機構が担っており、 これは大宰府の申請により 無」勤; 覆申, 、多受; 勘出, 、 「応」聴 |管内諸国次官已下主典已上官人入 レ 京事 | を令した際のものであるが、 但し、 九世紀の雑掌については、「頃年依」符進||国雑掌一人|、未||必 清胤王書状群でも雑掌晴延の公文放棄・逃去(A)が記され 不」得;細弁;」(『三代格』巻七嘉祥二年三月八日官符) 在地の人々を登用する

もう一人の雑掌連並は自分の担当分の抄帳勘会を推進しており、なお在地出身の雑掌に期待されるところであった。 あれば、 ていた。 能力低下に対処すべく、受領側で郎等などを補助・管理者として起用したものなのか、不明の部分が多いが、後者で Aで晴延が放棄した公文を管理している預公文興安は在地人で、 十世紀以降の雑掌が中央中下級官人に置換されていく端緒的事象を窺わせる事例となろう。とはいうものの、 雑掌の下位者なのか、 あるいはこうした雑掌

心ある者は、恥じずになむ来ける」と、自らの善政を誇る筆致であるが、むしろこの段階ではこれが通常であったと思 人物もいた(承平四年十二月二十三日条)。貫之は「守がらにやあらむ、国人の心の常として、今はとて見えざなるを、(※) また「八木のやすのりといふ人あり。この人、国に必ずしも言ふ使ふ者にあらざなり」で、貫之に餞別をくれたという 政を終えて帰京する前土佐守紀貫之の離任場面では、藤原のときざね・橘のすゑひら・長谷部のゆきまさ・某まさつら 事務に集う人々の姿が一般化可能な形態であろう。清胤王書状群よりは少し前になるが、承平四年(九三四)末に交替 あったと考えられる。 土佐国に残る者がおり、彼らは貫之の下僚の任用国司か、あるいは在地出身の国書生・判官代であったと推定される。 務面ではなお在地の人々の活動や京上に依存するところであり、この協業を安定的な体制として構築していく途上に (『土左日記』承平四年十二月二十二・二十七日、五年正月四・九日条)などのように、貫之との別れを悲しみながらも. 以上を要するに、 清胤王書状群の歴史的段階としては、受領郎等のような京下者の役割が表出する一方で、多くの実 その意味では尾張国郡司百姓等解文に記された対立構図は例外的なものであり、 前周防守の交替

二月条に足立郡司判官代武蔵武芝について、「年来恪」(懂公務)、有」誉乏」謗。 ||民家 | 」とあり、 平将門が国家に対する反乱へと向かう端緒になった武蔵国の紛擾への介入に際しては、『将門記』承平八年 権守興世王・介源経基の行為に対しては、「仍国書生等、 尋;,越後国之風,、新造;,不治悔過一卷,、 苟武芝活郡之名頗聴<sub>|</sub>|国内 | 、撫育之方普

われる。

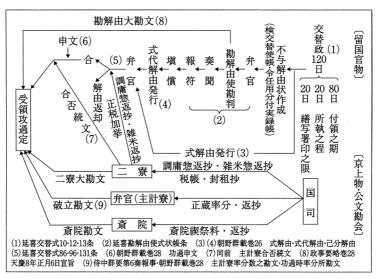
淚、 は断片的にしかかいまみることができず、 では清胤王書状群に看取される形態こそが、当該期の国衙の組織を知る材料として重要になるのであるが、 を席捲し、 落,|於庁前|、事皆分,|明於此国郡|也] となったというが、これは国司側に問題がある事例であった。 堺外士女、挙、声而哀憐」(下野)などと描かれており、国司との協調が保たれていた様子も窺われる。その意味 |国司らを追却する場面では、「庁衆哀慟留||於館後|、伴類徘徊迷||於道前||(常陸)、「国内吏民、 国衙機構の実相解明はさらなる課題とせねばならない。 将門が坂東諸 国元の状況 嚬 レ 眉 而 涕 玉

## 三国司交替と清胤王の役割

二十一日に自分の国司館を出発するが、二十五日条には「守の館より呼びに文もて来たなり。よばれていたりて、 けたり。 手続完了証明書である解由状(この段階では不与解由状か)を受納した旨が述べられている。貫之は承平四年十二月 ているのであり、 のめく」などとあり、 の任期になった不満を表現するとともに(貫之の着任は延長八年〔九三〇〕)、後任の島田公鑑に国務を引き継ぎ、 前土佐守紀貫之の帰京の様子を記した『土左日記』冒頭には、「ある人、県の四年五年はてゝ、例の事どもみなしを 夜ひと夜、 解由などとりて、すむ館より出で、、船にのるべきところへ渡る」とあり、ここには後任者の遅れで足かけ五 磯に下り居て、 声あげていひけり」、二十七日条「鹿児崎といふ所に、 とかく遊ぶやうにて明けにけり」、二十六日条「なほ守の館にて、饗じ喧りて、郎等までにもの 後司は郎等などを伴ってもう現地入りしていたのである。 後司からの餞宴に与っていることが知られる。 別れがたきことをいふ。守の館の人々のなかに、この来たる人々ぞ、心あるやうには言はれほ 即ち、 守の同胞、 前司と後司は土佐国において交替政を行っ また他人、これかれ酒なにと持て追 日ひ )纏頭

される様子が看取される。 安遺文』四六〇九号)では、 受領を行った(上野国は親王任国なので、介が受領)際の「不与解由状案」とでも称すべき「上野国交替実録帳」(『平 近国廿日、 ら十二世紀前半)には行われていなかったものと思われるが、 十三・十二条を引き写して、交替完了の期限を定める。こうした任国での交替政は「国務条々」の時代(十一世紀末か 為,,,繕写暑 おいて前司と後司が交替事務を行う際の心得が記されている。 配目代於新司許 | 行」之。至ႊ于勘,|公文 | 目代ႊ者、更不」可」論||貴賤| 、用ႊ達||其道 | 之者ェ'可 長元三(一〇三〇)・四年頃に上野国の前司介従五位下藤原実業と新司介従五位上藤原良任が交替のために分付・ 「務条々」 中国卅日、 〔署ヵ〕 第十八条には、「一擇」,吉日,始,,行交替政 印之限」。分付・受領過||其定限|、 遠国卌日。 官舎・神寺などの建物の修営状況や「無実」をめぐって、厳しい 除"装束行程」之外、 百廿日為」限。分為二六分一、四分付領之期、 解||却見任||并奪||俸料||云々」とあって、『延喜交替式』第十・ 事。 神拝之後、 国司交替の基本形として掲げられているのであろう。 第十九条では「一交替程限事。 擇;;吉日;可;;始行;之由牒送。 [耳ヵ]」とあり、 「勘陳」問答が取り交わ 外官任訖、給、暇 一分所執之程、 前司 随 則送 任国に

b 況が窺われる。上掲「国務条々」第一条には、後司に前々司と前司の交替の時の不解由状や勘畢税帳を入手・携行すべ 代不与解由状」や「度度交替使実録帳」など、 終年四度公文土代、交替廻日記、前司任中四度公文土代などが挙げられており、「上野国交替実録帳」にも前・後司 解由状案」と称されるのは、こうしたやり取りは代々の交替の際に毎回行われており、 きことが指南されているのは、正しくこの「勘陳」問答に備えるためであった。ただ、「上野国交替実録帳 国務条々」第二十条「一擇,,,吉日 以前の文書に書き込み・訂正を行いつつ下書きを作る方法がとられていたことが看取されるためであり、 |可」度||雑公文|由牒 以前の交替政に関わる文書の記載内容に言及しながら、丁々発止する状 送前司 事」には、 後司が受領すべき文書として、 今回の不与解由状作成に際して が 前 が 々司 一不与 一代 任



(佐々木恵介『受領と地方社会』〔山川出版社、2004年〕48頁)

## 国司の交替と功過制度のしくみ 図2

勘会、

即

ち中

-央進上:

物

の弁済や関係文書の照合が必要で

カ

王

関

わ

る作業であ

ŋ

交替政に

はもう一

つ、

京上物 修

公文

地に

おける正

倉

0) 由

物品や官舎

池

社

寺の 物と称

状

況 る

握 任

以

上

は

不与解

沢

、発給

0

た

8

0 溝 留

国官

され 理

る。

問答すらも前

例

踏襲

0)

形

式化に陥

0

7

くことが展望され

滞留 これ とあるので、 書状には くようである。 の算定の基礎が るべき状況であった。 のような充所が記されており、 上 交替政 遷 表1のようになる。 替院 が 清 「長官御京上之時」 のうち、 侍 胤 謹 主 王 調物の 書 Ŀ 達 固 前 状 そ 御 はり、 清 訚 群 0) 中 胤 防 大枠や課 13 進 K に は か 王 前 捗 次い が В 司 11 状 意を  $\prec$ 御 まみられる行程である。 況 G 調 館 で税帳勘会などが進行 1 や清胤 砕 数 帳 謹 侍主達」 前 0) 周防守某はなお周 Ŀ 11 • 確定に 大帳 た 遷 王 後 0 ) 替院 0)  $\widehat{\mathbb{H}}$ は 0) 日 活 による賦 抄 勘会が終 0 動を整理 帳 H 政 京が 0 所 課 勘 対対され じて 基準 防国 会であ ſ 〔謹 清  $\widehat{\mathbf{D}}$ す 胤

値 た

V

Ź

ŋ

これ

は惣返抄

の発給に帰結するものであった。

## 表 1 清胤王の活動と交替政の進捗状況

- I 京および周辺の出来事に対処
  - a 京内で拠点になる邸宅の維持・整備… F─②、B、E─⑤、C─②
  - b京内での費用の不足を訴える…K・J、C-3
  - c 在京する人々の統括…」、G-6・7
  - d 弁済使… F ①
  - e 国元からの船荷が湿損… I ─3
  - f 京中の動向を把握…F追而書
  - g輪の製作…C—①
- Ⅱ公文勘会を進める
  - a調帳・大帳の勘会…K
  - b 抄帳の勘会… I —④、F (5月:日収未勘)、G—①・② (6月:日収寮料の催促)、 B (8月)、E—③ (閏8月末: 始勘・覆勘が終了)、A—② (9月:料物の進上)
  - c 各所からの日収入手…B
  - d 貞観殿用途帳・貞観殿用物官符…B、E-3
  - e 蔵人所布直…K、E─③
  - f 鋳銭司用涂帳… (F)、E—④
  - g右衛門府の大粮米…A—(1)・4)・5)
  - h 惣返抄… E-2
- Ⅲ料物の催促・勘済を促す
  - a 贄の進上…K、I —3、H、G—4
  - b 蔵人所関係…K、E─3・8
  - c 修理職関係…K
  - d 内蔵司銭…F-3
  - e 調庸の進上… F、 E-①
  - f 右衛門府の大粮米…A—①・④・⑤
  - h 鋳銭司の料物… E─④
  - i 公事勘済料銭、勘手官人等への志物…E-3、C-3
- Ⅳ負担額の決定を通知
  - a 用銭…K・J、G—④
  - b 率分… F
  - c 舂米···A—①
- V 返抄を得る
  - a 贄… K
  - b 蔵人所関係… I ─②、B
  - c 内蔵司… F 3
  - d 日収寮料…F、G—①
  - e 諸司の返抄…G—②、B、E—③
- VI国元での出来事に対処
  - a 預田の耕営… I ⑤、 G ⑥、 E ⑥
  - b 国守の裁定を仲介…E─⑦

搜,|勘年々返抄収文, 、半是紛失、無¸由,|勘知, 。尋,|其失由, 、或為¸計,|会抄帳, 、雑掌受取入京、其身死去不,|返上, 、 文 | 、付 | 領雑掌 | 。々々為 」請 | 返抄 | 与 | 寮官 | 共勘 | 会抄帳 | 。其寸絹撮米有 | 未進 | 者、不 」 与 | 返抄 | 。今為 」知 | 未進数 も律令国家の財政は地方からの中央進上物が期日までに完納されることを前提に予算が立てられていたが、八世紀後半 或不, 全繕収 / 、在、国紛失。如、是之類触、事多端」 という問題が指摘され、天長三年五月二十五日官符で中央諸司に指 以降には調庸物の麁悪・違期・未進が顕在化し、この前提が揺らいでいく。『三代格』巻八承和十年三月十五日官符 示されていた部分的な返抄 『応」令Ⅲ主計寮下□知諸国調庸并副物封家未進数□事』には、「調庸并雑交易物納畢之日、郡司綱領受□取諸司諸家返抄収 (仮納返抄)とも言うべき日収の発給を、封戸を有する社寺・王臣家にも命じている。

終年調庸雑物未進|事」による任終年制の成立により、四年間という国司の任期の責務が数量的に表示され、 者である諸司・諸家の間には個別に勘納がなされることになり、主計寮はその全体的な輸貢責務完了を確認するために のであった。 八年六月二十八日官符 国司に対して調庸返抄を授受するようになるのである。さらに巻八寛平二年九月十五日官符「応」令||後司弁||済前司任 日官符「応」令「」封家用」印事」などにより、捺印日収が成立し、これにより直接輸納担当者としての綱領郡司と、受納 その後、巻十七承和十一年閏七月七日官符「応」令よ出納諸司署」於進官雑物収文「給よ綱丁」事」、貞観十年六月二十八 「応」勘ニ却不」受「調庸惣返抄」 国司解由」事」 において、「任中調庸惣返抄」 のしくみが完成する 巻五寛平

であるが、 速令中納訖上。 二日官符には、「今須μ諸国調使、 "政事要略] 抄帳との勘会のあり方が窺われる。一方、『朝野群載』 其使政惣成之日、 卷五十一斉衡二年五月十日官符「応,准,未進調庸数,没,国司公廨,并調使帰, 勘||会抄帳 | 、并受||返抄 | 、並如||常式 | 」とあり、 雖」有, |未進|、勘, |損益| 畢、便遣, |帰国|、与, |官長| 共催, |督未進|、兼以, |公廨| 弁備 卷二十七寬治八年(一〇九四)十一月二十四日摂津 これは毎年の返抄授受の段階 国事」所引仁寿二年四月 0

的な形態であったことがわかるとされる所以である。 寮方所々返抄渡目録 の段階では、返抄は一年毎に出されるものの、 た合文と抄帳の照合が行われている。長治二年(一一〇五)正月二十二日山城国公文所返抄渡目録では、 玉 「前雑掌津成安解には、「去応徳二三・寛治元并三箇年料合文等、 事」とあって、 内蔵寮や中宮職以下計十八の諸司の返抄二十枚が進上されていた。 抄帳との勘会は任中分をとりまとめた形で行われており、 付 |抄帳所」奉 取渡 也」とあり、 日収をとりまとめ これらの 清胤王書状 進主計 中間

f『延喜式』巻二十三主計下

勘。会抄帳 凡大和国交易所」進斎院四月賀茂祭冠絹十五疋、 河内国白縑卌疋、 毎年二月送」之。 其直用,,正税,。 並以...彼院返抄

請文」、勘二会抄帳 凡左馬寮秣料米、 近江国百五十斛、 備前国大豆八十斛。 右馬寮料、 播磨国米百五十斛、 阿波国大豆八十斛。 並以 被寮

凡諸国所」進修理職交易檜皮并造瓦料魚・塩・海藻等、 凡左右馬寮牧田地子、 除 |例用遺|、国司交||易軽物|所」送、 待 |彼職日収|、 以二彼寮返抄一、 勘一会抄帳 勘会抄帳

凡諸国進||納斎宮寮|調庸雑物、待||彼寮移返抄|、勘||会抄帳|。

凡鋳銭司所」進年料銭、 凡鋳銭年料銅鈆者、 備中·長門·豊前等国、 隨 |所」進数| 、且附||綱丁|収||収文| 、至||十年終| 令」進||惣帳| 、勘会已訖乃与||返抄 毎年採送||鋳銭司|、即以 ||司返抄|、勘| 会調庸抄帳 〈銅鈆数見;;主税式;〉。

凡諸国所」進勅旨交易雑物、使等取,内蔵寮返抄,、不」経」省直勘会。

ので、 主計寮は全体的な納入状況を把握した上で、惣返抄の発給に及ばざるを得ない。 調・庸は民部省・大蔵省に一括的に納入すべきものであったが、 諸司・諸家に分散的に納入されるようになる そのため

fには

日収を

以て

主計

いる。 によるものとも考えられるが、やはり三世王という清胤王ならではの交際力に依存する面も大きいと思われる。 や助言を行っており、こうした実務の要諦を悉知する人々とのつながりが重要であった。これは前周防守と彼らの人脈 事務促進のための活動が看取される。A—①では主税助、その立場は不明であるが、A—④では前遠江権守が情勢分析 主税寮の官人と密接な連絡をとり、 得の尽力が看取されるところである。 寮で勘会すべき事例が示されており、 g た。これも前章で触れたところであるが、清胤王は蔵人所関係者と目される佐出納、蔵大主=贄殿別当、藤蔵人や主計・ て抄帳との勘会を行うのは雑掌であり、清胤王は隔靴掻痒の思いを抱きながら、彼らの活動成果を報告するしかなかっ 『朝野群載』巻二十七康和五年(一一〇三)十二月二十六日長官成上文書状 G-①では二箇年抄帳の勘畢に向けて日収寮料下付のために藤蔵人に宣旨の発給を依頼したとい 彼らの助言を得ながら、 但し、 清胤王書状群でも修理職、 前章で触れたように、 交替事務の進捗を差配し、その状況を前周防守に伝達して 内蔵司(寮)、また蔵人所などへの済物納入や返抄獲 物実納入は綱丁=綱領郡司が担当し、 返抄を管理し 中央諸 o)

官人御中 前伯耆守公文事。 右、 无::指所:者、 不」待,,次第,、可」被,,成上,之状、如」件。康和五年十二月廿六日 頭賀茂 〈在判〉。

ていることを伝達しており、 書で公文勘会を不次の形で進展させることも可能であった。 が、G一⑤では雑掌連並だけでは進捗を図ることができない状況に対して、 は公事勘済料以外の給付に与ることを期待して、 ○一③では抄帳勘畢に向けて、 清胤王の役割は中央諸司との連絡・連繋による交替政の推進にあり、 清胤王はこうした中央実務官人の仕事ぶり・心性にも通暁していたと考えられ 主計頭・助や勘手、またその他の官人に対する志物の必要性が報告されており、 清胤王に助言・助力をしているのであろうが、 勿論、 、これには勘手を務める算師などの同意が必要である 清胤王が算師の始勘のための料物が欠如し 同様に在京して活動する郎等の統括 頭・ 助はgのような文 その意 玉

存在として、受領に不可欠の人材が求められた所以であろう。 う。公文勘会については、五月~九月頃の日付が残る書状群に窺われる半年程の活動を経ても、 いる。ここに三世王清胤王を交替政に起用する意味合いがあり、 あったが、七月~閏八月には不足する日収も徐々に獲得が進み、 元から上京する綱領郡司・雑掌などへの催促と補助などを掌る司令塔のような働きにあったと位置づけることができよ E―②では漸く惣返抄が話題に上るところまで至って 綱領郡司・雑掌だけでは実現し得ない状況を打開する なお課題が残る状況で

むすびにかえて

りの収奪」から「国司よりの収奪」へと変化しており、受領がそれぞれに自分の組織を編成して、交替政を円滑に進め(⑻ 代には相模国調邸(『大日本古文書』四―五八〜五九・八三・一一五)のような各国の施設が存したが、当該期は「国よ めに日々奮闘しているところであった。 るべき状況になっていたのである。そうした中で、清胤王は在京して活動する郎等の筆頭者として、三世王ならでは づけなどを検討した。清胤王は前周防守が保有する二条殿に寄宿しており、受領個人の用務にも携わっている。奈良時 人脈・交際力を生かしつつ、中央諸司との交渉や交替政の進め方の指揮を掌り、前周防守の交替完了・京上の実現のた 小稿では清胤王書状群について、私なりの読解案を示し、受領の交替政に関わる人々のあり方や清胤王の役割 ·位置

央への物資運搬の様子も窺われるが、国内支配に関する事柄が主で、清胤王書状群では一端しかかいまみることができ なかった受領の国内統治や郎等の行動を解明することができる。解文で非法と非難されている尾張守藤原元命の活動に 当該期の受領の動静を知る史料としては、永延二年(九八八)十一月八日尾張国郡司百姓等解文があり、 こちらは中

ある正当な催徴、任終年における徴税の苛酷さを読み取るべきであるという見解も示されている。こうした国内支配のついては、これはあくまでも国司苛政上訴という政治的な視点からの指弾であって、むしろ官物結解に基づいた根拠の

四八

様相の探究をさらなる課題として、蕪雑な考察のむすびにかえたい。

- (1) 寺内浩・北條秀樹「「清胤王書状」の研究」(『山口県史研究』六、(1) 寺内浩・北條秀樹「清胤王書状」の研究」(『山口県史研究』六、「山口県史」の付録、東京国立博物に、「中)、『山口県史』史 料編 古代(二○○一年)
- (2) 河野通明「古代末期の徴税過程をめぐる貴族階級の動向」(『待金」、「中世年貢成立史の研究』「「日本古代国家の地方支配」 吉川安前期徴税機構の一考察」(『日本古代国家の地方支配』 吉川安前期徴税機構の一考察」(『日本古代国家の地方支配』 吉川安前期徴税機構の一考察」(『日本古代国家の地方支配』 吉川安前側では、1000年)など。

7

- 多くをこの論考に依拠している。(3)寺内・北條註(1)論文。以下、語義や内容理解については
- (4) 佐藤泰弘「清胤王書状群の書状と言上状」(『日本中世の黎明』 京都大学学術出版会、二〇〇一年)。書状には一ッ書がなく、 京都大学学術出版会、二〇〇一年)。書状には一ッ書がなく、 正文言と日付・署名が大きめの行書、言上状は小さめの楷書(書 正文言と日付・署名が大きめの行書になっている例もある) で記されており、国司への諸報告・要請には言上状、送状や 手続き状況の報告には書状が用いられ、ある程度の使い分け が看取されるという。

の生成』吉川弘文館、二〇一三年)。(5) 拙稿「国務運営の諸相と受領郎等の成立」(『在庁官人と武士

6

- 大粮米については、佐藤信「民部省廩院について」(『日本古大粮米については、佐藤信「民部省廩院について」(『日本古大粮米については、佐藤信「民部省廩院について」(『日本古大粮米については、佐藤信「民部省廩院について」(『日本古大粮米については、佐藤信「民部省廩院について」(『日本古大粮米については、佐藤信「民部省廩院について」(『日本古大粮米について」(『日本古大粮米について」(『日本古大粮米について」(『日本古大粮米について」(『日本古大粮米について」(『日本古大粮米について」(『日本古大粮米について」(『日本古大粮米について」(『日本古人報来について」)
- 研究』思文閣出版、二〇一一年)を参照。 大津透『平安時代収取制度の研究」(『日本古代典籍史料の 忠旧蔵『寛平二年三月記』について」(『日本古代典籍史料の 忠旧蔵『寛平二年三月記』について」(『日本古代典籍史料の 本ど。『小野宮年中行事裏書』については、鹿内浩胤「田中教 など。『小野宮年中行事裏書』については、鹿内浩胤「田中教 など。『小野宮年中行事裏書』については、鹿内浩胤「田中教 など。『小野宮年中行事裏書』について」(『日本古代典籍史料の 郡究』思文閣出版、二〇一一年)を参照。
- の書式が用いられることが多く、その様相については、早川である。但し、実際の上申文書では解・牒・啓や「言」など、公式令辞式によると、辞は個人が本司・本属に上申する書式

9

- 川弘文館、一九九七年)を参照。 庄八「公式様文書と文書木簡」(『日本古代の文書と典籍』吉
- (10) 『三代格』巻十六嘉祥二年九月三日官符「応ェ南海山陽両道公私船水脚停,「身役」令」輪,「役料」事」によると、大輪田泊では船瀬修造のために各国の船を足止めして、水手らを身役に徴発していたことが知られる。そうでなくても、泊には各国の船を組んで航行するという方式がとられたのかもしれない。瀬戸内海の航路については、栄原永遠男「奈良時代の海運と瀬戸内海の航路については、栄原永遠男「奈良時代の海運と瓶路」(『奈良時代流通経済史の研究』塙書房、一九九二年)、松原弘宣『古代国家と瀬戸内海交通』(吉川弘文館、二〇〇四松原弘宣『古代国家と瀬戸内海交通』(吉川弘文館、二〇〇四松原弘宣『古代国家と瀬戸内海交通』(吉川弘文館、二〇〇四松原弘宣『古代国家と瀬戸内海交通』(吉川弘文館、二〇〇四松原弘宣『古代国家と瀬戸内海交通』(吉川弘文館、二〇〇四米では、1000円では、
- (11)三上喜孝「平安時代の銭貨流通」(『日本古代の貨幣と社会』 (『大日本古文書』 一一二四など) などが知られ、 後述のように、 とせねばならない。 した人物と見るのがよいと考える。清胤王書状群では郡司 六(吉川弘文館、 郡盧井邑のような地名もあるが、周防国における存在は不明 国味蜂間郡春部里戸籍の作成者である美濃目五百井造豊国 吉川弘文館、二〇〇五年 )は、五百井有材を同乗の綱丁と見 天武元年七月壬午条の近江方の盧井造鯨、大宝二年御野 五百井氏は『姓氏録』では「不載姓氏録姓」に見え、『書 私は五百井有材は弁済所にあって物資を管理 一九八三年)一八五頁を参照。ちなみに、 佐伯有清 『新撰姓氏録の研究』考證篇第 近江国栗太

- で、逸早く様子を知ることができたのであろう。ることを示し、京内よりはこの事故現場に近い場所にいたの姓名を記すのは清胤王と同様の立場で都周辺にいた人物であ雑掌など在地の人々は姓を記さず、名のみで表示されており、
- (1) 日収については、北條秀樹「文書行政より見たる国司受領化(1) 日収については、保野好治「律令中央財政機構の特質について」(註(2)書)、註(2)論文、寺内浩「「清胤王書(世界)、日収については、北條秀樹「文書行政より見たる国司受領化ので、
- (13) 侯野註(12) 論文。
- 書)、註(5)拙稿などを参照。(4)雑掌については、拙稿「国書生に関する基礎的研究」(註(5)
- (15) 営料の下行については、佐藤泰弘「出挙から農料へ」(『日本

史研究』六四一、二〇一六年)を参照

- (16)瀬戸薫「半井家本『医心方』紙背文書について」、山本信吉・瀬戸薫「史料紹介 半井家本『医心方』紙背文書と国司の交替」(『東洋大学稿「半井家本『医心方』紙背文書と回司の交替」(『東洋大学稿「半井家本『医心方』紙背文書について」、山本信吉・文学部紀要』史学科篇四二、二〇一七年)など。
- 立過程」(註(12)書)、註(5)拙稿など。(17)勝山註(2)論文、北條註(2)論文、寺内浩「弁済使の成
- (18)国司クラスの官人は複数の邸宅を有する例もある。橋本義則

 $\widehat{24}$ 

文館、一九七八年)。(19)森田悌「平安中期の内蔵寮」(『平安時代政治史研究』吉川弘

窺われる。

- (20)「勘解由使勘判抄」については、増渕徹a「『政事要略』所引「勘解由使勘判抄」詳解」(『白山史学』五一、二〇一五年)の所は使勘判抄」詳解」(『史学論叢』一一、一九八五年)、b「「勘解由使勘判抄」詳解」(『史学論叢』一一、一九八五年)、b「「勘解由使勘判抄」詳解」(『史学論叢』一「、カ八五年)、b「「勘解由使勘判抄」詳解」(『史学論叢』一「、カ八五年)、b「「勘解由使勘判抄」については、増渕徹a「『政事要略』所引「勘
- 長官になっている。 年〔九六八〕二月五日右大弁に昇任し、六月十四日勘解由使年〔九六八〕二月五日右大弁に昇任し、六月十四日勘解由使年〔九六八〕二月五日右任、九月十七日左中弁に転任。安和元(21)『新訂増補弁官補任』第一(八木書店、二〇二〇年)によると、
- (22) 大津註(7) 論文。
- の下に頻繁に「京書」が届く様子が知られる。拙著『平安時下向した平時範(右少弁を兼帯し、摂関家の家司であった)(23)時代状況や目的は異なるが、『時範記』には因幡守として任国

- (25) 寺内註 (12) 論文。
- (26) 北條註 (2) 論文。
- (27) 『蔵人補任』(続群書類従完成会、一九八九年)。
- (28)寺内・北條註(1)論文四三頁。なお、『高山寺本古往来』(一四)(28)寺内・北條註(1)論文四三頁。なお、『高山寺本古往来』(一四)(28)寺内・北條註(1)論文四三頁。なお、『高山寺本古往来』(一四)
- (30)早川庄八『宣旨試論』(岩波書店、一九九○年(29)永宣旨料物については、大津註(7)論文を参照
- (30) 早川庄八『宣旨試論』(岩波書店、一九九○年) 一五○~
- (31) 註 (14) 拙稿。
- (32) 雑掌の変化については、註(3) 拙稿を参照。
- 書)を参照。

33

(34) 拙稿「良吏の光と影」(註(3)書)。

- (35) 勝山註(2) 論文。
- (36) 北條註(2)論文。
- 史学』三六、一九九八年)を参照。(8)八木氏に関しては、拙稿「古代土佐国史料補遺三題」(『海南
- (40) 北條註(12) 論文。
- (41) 北條註 (2) 論文。
- (42) 舘野和己「相模国調邸と東大寺領東市庄」(『日本古代の交通と社会』塙書房、一九九八年)。
- 衙官人」(『白山史学』五七、二○二一年)も参照。 大学院紀要』五七、二○二一年)、b「尾張国解文と郡司・国大学院紀要』五七、二○二一年)、b「尾張国解文試釈」(『東洋大学六四一、二○一六年)。拙稿a「尾張国解文試釈」(『東洋大学(4) 小原嘉記「平安後期の官物と収取機構」(『日本史研究』